

【一般災害対策編】

第Ⅱ編 一般災害予防計画

第Ⅱ編 一般災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

第1項	市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項	市災害対策本部組織・運用計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室

第1項 市防災会議運用計画

1. 市防災会議運用計画 【資料編*Ⅱ.1.1】

(1) 基本方針

基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。なお、その組織や所掌事務等は、「行橋市防災会議条例」に基づくものとする。

(2) 組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 1) 会長は、市長をもって充てる。
- 2) 会長は、会務を総理する。
- 3) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4) 委員の定数は、25人以内とし次のうちから市長が任命する。
 - ア. 所在官公署の長
 - イ. 所在公共機関の長
 - ウ. 市職員
 - エ. 自主防災組織を構成する者または学識経験者
 - オ. 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

なお、前項の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。また、前項の委員は再任されることができる。

- 5) 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。この専門委員は所在官公署の職員、所在公共機関の職員、市職員、学識経験者及び市長

*資料Ⅱ.1.1「行橋市防災会議条例」

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第1章 第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

が防災上必要と認める者のうちから市長が任命する。なお、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(3) 所掌事務

- 1) 行橋市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(4) 議事その他会議の運営

防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

第2項 市災害対策本部組織・運用計画

【現況】

1. 市災害対策本部組織 【資料編*Ⅱ.1.2、資料編*Ⅱ.1.3】

災害対策本部は、「行橋市災害対策本部条例」に基づき、行橋市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。

災害対策本部は本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。また、副本部長は副市長をもって充て、本部長を助け、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。本部員は本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

災害対策本部には以下の班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

- 1) 総括班（総括・広報・秘書・情報・財政・避難所担当）
- 2) 市民班
- 3) 福祉班
- 4) 都市整備班
- 5) 産業振興班
- 6) 環境水道班
- 7) 教育班
- 8) 消防班
- 9) 協力班

*資料Ⅱ.1.2「行橋市災害対策本部条例」

*資料Ⅱ.1.3「行橋市災害対策本部設置規定」

具体的な組織計画については、第Ⅲ編第1章第1節「災害対策本部等の組織計画」に記載する。

2. 動員・配備等の現況

災害発生のおそれのあるとき、あるいは災害発生時の災害対策本部の動員については、原則として本部長の指示により総括副班長である総務課防災危機管理室長及び総務課長から、各班長(部長)を経由して本部班員の動員配備が行われることになっている。また、職員数の配備が完了したときは、総括副班長に電話等で報告がなされることになっている。

配備基準については、災害発生まで時間的余裕のある場合や軽微な災害で災害対策本部設置まで至らない段階での「災害警戒本部」と、災害が発生した段階の「災害対策本部」とに区分され、またそれぞれ実際の状況に応じて「第1・第2警戒体制」、「第1・第2配備」とに分けられ、それに対応する配備人員数が決められている。

【計画目標】

上記の動員配備体制の考え方は通常の間接等で用いられているものであり、基本的には大きな問題はないとも考えられるが、東日本大震災の災害教訓及び本市の社会環境等から、今後以下のような課題等の解消に努める。

- 1) 災害対策本部班員の参集は、基本的には副班長の指示により行われることとなっているが、災害時には通信の輻輳*等による連絡手段の途絶等が起きやすいことから、自動参集体制について参集時に要する時間や限られた時間内での参集可能人員数の把握など平常時から防災訓練等を通じて把握し、その体制を確立しておく。
※輻輳(ふくそう)：一ヶ所に集中し、混雑すること。
- 2) 動員に際しての連絡網・系統の整備や具体的な動員者や員数が直ちにわかるよう、詳細な動員体制について行橋市災害時職員初動マニュアルなどにより定めて体制構築並びに運用を推進する。その場合、夜間や休日などにおける当該者が不在時のバックアップ体制も考慮しておく。
- 3) 各災害対策班の分掌事務について、より具体的な役割や行動等がわかるような体制や分掌事務の内容等について詳細を検討し、適宜これを修正しつつ職員へ周知・徹底する。
- 4) 災害対策本部立ち上げの前提となる災害関連情報入手窓口のバックアップ体制や、入手方法(手段)の複線化、相互チェック体制についての整備を検討する。
- 5) 情報入手・伝達の基本となる移動通信機器(例として携帯電話やスマートフォン等)について、災害時の回線輻輳による連絡途絶を防止するための代替策をあらかじめ構築しておく。
- 6) 職員の参集状況や職員家族の安否情報チェックリスト、さらには参集途上で得た被害情報や情報連絡等に関する防災初動行動チェックリスト等、様式の整備による災害情報の明確化や共有化を図る。
- 7) 災害対応においては、部内職員同士での情報共有化及び情報の逐次更新(情報の鮮

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第1章 第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

度) が防災初動対応を行ううえで重要になるため、パソコンの E メールや携帯メール等を活用した「防災情報システム」の構築について検討する。また、現在も使用されている紙ベース情報や掲示板を用いた情報の整理方法並びにホワイトボードのより有効な活用方法について検討し、整備を進める。

日 時	入手情報等の内容	記入者	対応	対応完了	記入者	備考
2010/7/3 12:51	〇〇事務所より記録的雨量観測に関する情報伝達	行橋太郎	庁内関係部署へ伝達	○	行橋太郎	行橋花子確認
12:55	河川氾濫の恐れありと消防団から連絡	行橋次郎	副市長に報告	○	行橋次郎	動員命令
13:03	雨量情報について再確認	行橋太郎	福岡県防災危機管理局へ情報の確認(電話またはメール)	△	行橋三郎	連絡待ち
13:04	〇〇区住民から河川浸水被害が今にも起きそうであると電話有り。	行橋花子	〇〇区長へ浸水状況等に関し問い合わせ。「〇〇川が溢れ、△△宅周辺が床上浸水、今後拡大の恐れ大」との返答	△	行橋一郎	復旧対策班は現地へ出動

【(参考) 情報共有化のための災害対策本部での情報ボード記載例】

第2節 治水・治山計画

第1項	治水対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 下水道課
第2項	ため池対策	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	治山対策	<input type="checkbox"/> 農林水産課

【基本方針】

市内には、北から小波瀬川、長峽川、今川、江尻川、祓川等の二級河川が市街地に集中してくる形で流下しているが、これらの河川では過去に度々水害が発生しており、昭和54年6月には市域の約1/3が浸水する被害が発生している。そのため、これらの河川ではダムの建設や河川整備等の治水事業が行われている。

しかしながら、近年の急激な都市化の進展と土地利用の変化、住民生活様式の変化に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し、新たな対応を迫られている。実際、地表面への雨水の浸透量の減少や、短時間に多量の雨が降る最近の気象変化等に伴って、河川や水路が急激に増水・はん濫をおこす都市型水害が多く発生するようになっている。

こういった状況を鑑みると、河川個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な治水対策がより重要になりつつある。総合的な治水対策を推進するために、主要河川及び小河川の堤防嵩上げや護岸改修、水路や都市下水路の整備等による計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、浸水想定区域等の住民への広報啓発活動等のソフト対策により、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努める。

また、本市には多くの農業用ため池があるが、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の老朽化の有無等その状況の把握と点検を行い、その点検結果に基づき防災上特に重要なため池を中心に、老朽ため池の改修整備を推進する。さらに、危険なため池等については改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止と民生の安定を図っていく。

また、本市の地形は低地や台地が中心になっているが、市の西部から南部及び東端部にかけて広葉樹や人工林よりなる山林が広がっており、その面積は全体の約15%を占めている。これらの山林は保水性の保持等、防災の面で大きな役割を果たすことから、その森林保全に努めていく。なお、稗田校区南部の山地ではその一部が保安林に編入されている。

第1項 治水対策

【現況】 【資料編* I.5.1】

本市の主要な河川としては、長峡川や今川、小波瀬川等の二級河川が 8 河川、準用河川が 1 河川、普通河川が 18 河川あり、また堤防高不足や河道断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川や海岸等が重要水防箇所(15箇所)や災害危険河川区域(19箇所)として指定されている。

本市は、中心市街地及び住宅地内を、長峡川、小波瀬川、今川、祓川等の河川が流れているため、河川はん濫等による浸水被害を受けやすい立地条件となっている。これまでの主要な浸水被害実績としては、昭和 54 年 6 月出水があり、市域の約 1/3 が浸水する被害が発生している。その他、近年の土地利用や降雨特性の変化等に伴い局所的な内水はん濫がしばしば発生している。

長峡川や小波瀬川、井尻川は、昭和 54 年 6 月の浸水被害を契機として、河川激甚災害対策特別緊急事業を実施しており、昭和 61 年の事業完了後も引き続き河川整備を進めている。また、海拔ゼロメートル地帯ともいわれる排水の悪い市の中心部における浸水対策として、昭和 36 年から都市下水路及び雨水ポンプ場の整備が進められ、現在までに 4 箇所の雨水ポンプ場と 5 箇所の都市下水路が整備されている。その他、今川水系上流部では多目的ダムである油木ダムが昭和 46 年に完成し、また現在は祓川水系の上流部において伊良原ダムの建設が進められている。

なお、本市内の主要河川については、県により浸水想定区域図が作成・公表されているが、台地が多い泉校区や仲津校区、また大きな河川が無い樺市校区の西側を除くと、平野部のほとんどが浸水想定区域となっている。特に、人口や住宅が集中している行橋・行橋南・行橋北校区はほぼ全域が浸水想定区域内になっており、かつ浸水深も 1m 以上の範囲が多い。その他、今元校区の北部は浸水深が 2m 以上と深くなっている。

【計画目標】

- 1) 浸水想定区域の指定がなされている河川においては、洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、印刷物(洪水ハザードマップ)の配布等により住民に周知する。
- 2) 浸水想定区域内の主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法や避難体制など防災体制の確立を図る。
- 3) 主要河川の改修については、県事業として計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに、開発の進行が著しい地区、重要水防箇所、改修未計画区間等における河川改修の積極的な推進を関係機関に要請する。
- 4) 宅地開発等の進行や短時間豪雨の頻発にともなう雨水流出量の増加を考慮した主要河川及び小河川の整備、並びに都市下水路の整備等の計画の立案や見直しの必要性等について検討する。

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

- 5) 護岸や橋脚の残存流木や塵芥排除及び施設の老朽化部に対する補修、橋台・石積護岸基礎の洗掘箇所への補強等、河川施設管理の充実を図る。
- 6) 道路側溝の整備及び機能維持のための日常点検等、災害誘発の未然防止に努める。
- 7) 河川の水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市民的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した河川整備・計画を推進する。
- 8) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を未然に抑制または防止する環境づくりを推進する。
- 9) 災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。
- 10) 山地から流出する土砂により河川区間に異常な土砂堆積を誘発し、河川のはん濫洪水を起こす危険性の高い溪流や山地斜面などにおいて、土砂の流出を抑制することを目的とした砂防事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 11) 公共下水道や都市下水路の施設整備を計画的に推進し、市域全体として雨水排水機能を向上させる。
- 12) 海岸部や河川沿いの低平地など豪雨や高潮により宅地等の浸水、田畑・道路等の冠水が懸念される地区並びに内水はん濫の常態化が著しい地区に対しては排水機場（ポンプ場）や調整池の整備等を計画的に検討していく。
- 13) 地区防災訓練等で自主防災組織による土のう作りや土のう積みの訓練等を計画・実施し、浸水を未然に防止するための地域の緊急初動体制を確立する。

第2項 ため池対策

【現況】 【資料編* I.5.1】

本市には、大小の農業用ため池が137箇所あり、これらの大半は江戸時代や明治時代に築造された古いものがほとんどで、防災的には要注意であると言える。特に、重要水防箇所として指定されている高瀬地区の小迫池及び前田地区の前田大池は溢水や漏水についての注意が必要である。

なお、これらのため池の中には、現在その存在や位置が不明、あるいは老朽化の有無も不明なものがあり、今後点検調査を実施していく必要がある。

【計画目標】

- 1) 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を計画的に行う。
- 2) 点検結果に基づき、必要があればボーリング調査等の詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を検討する。

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

- 3) 老朽化等のため施設機能の低下が著しい危険性のあるため池は、緊急性の高い順に受益関係者と協議のうえ、改修の検討を行う。
- 4) 毎年、出水期前には築堤年が古く施設の老朽化や部分的な損傷が著しい、あるいは豪雨時等において、外力に耐え得る構造になっておらず、災害発生の危険性が高いと考えられるため池を中心に点検パトロールを実施する。

第3項 治山対策

【現 況】

市域の森林の現況については、森林面積 1,288ha のうち人工林が 465ha、自然林が 614ha(森林整備計画より)となっている。このうちのほとんどが民有林で、また保安林は天生田、稲童、大谷、沓尾、津積、長井、西谷、入覚、福丸、簗島、矢山地区で 266ha 指定されている。

【計画目標】

- 1) 本市の森林整備計画に沿って、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な森林整備の推進に努める。
- 2) 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林等において、水土保持機能の発揮及び山地に起因する災害を防止するための治山事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 3) 山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。

第3節 土砂災害防止計画

第1項	土砂災害防止対策の推進	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課
第2項	山地災害対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課

【基本方針】

本市は、その大部分が京都平野と呼ばれる低平地に位置し、市の北西は古期岩類よりなる塔ヶ峰(標高 396m)を始めとする山塊が連なり、一方、市の南西端には、御所ヶ岳や馬ヶ岳といった古期岩類や花崗岩類等からなる丘陵地が東西方向に延びている。

こういった地形・地質的な要因と、生活の変化に伴う開発行為等の社会条件による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、土砂災害により民家や公共施設に甚大な被害をしばしばもたらすことがあり、想定される災害としては要注意の災害である。

そのため、これまでも砂防えん堤・治山谷止工や溪流保全工等の整備、擁壁や法面工の整備といった砂防・治山・急傾斜地崩壊対策事業等が県により逐次進められてきた。しかし、山麓部での宅地開発の進行や、農林業従事者数の減少等による山林の荒廃のため、土砂災害発生危険性の減少しているとは言い難いのが実情である。

したがって、今後も本市で発生が予想される危険性のより高い「急傾斜地の崩壊」、「土石流災害」、また地すべりを含む「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、市は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な対策事業の推進を関係機関に要請する。ただし、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。

また、住民におかれた環境を知らせるため、市内の災害危険箇所の周知や防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。さらには、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、その他公共施設等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難体制の充実を図るものとする。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」という。)」に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定区域内に、高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合等においては、当該施設管理者による円滑で迅速な警戒避難行動が行われるように、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第1項 土砂災害防止対策の推進

【現 況】

平成13年4月に「土砂災害防止法」が施行され、県は「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施、及び関係市町村長の意見の聴取を行い、平成25年度時点で土砂災害(急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り)のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定が完了したところである。

また、平成22年11月には新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震等の大規模広域災害の教訓を取り入れ、大規模な土砂災害が急迫している状況においては市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害が想定される区域・時期に関する情報を提供することができるように法改正がなされている(平成23年施行)。

この法律では、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった土砂災害から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うことが定められている。

なお、土砂災害対策を目的とする法律には、土砂災害防止法のほか、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「砂防法」及び「地すべり等防止法」、がある。これら3法は、災害の原因となる土砂の発生源としての溪流や斜面に着目し、当該区域の行為制限を行い、必要な施設整備を行うためのハード対策が中心の法律となっている。

これに対し、「土砂災害防止法」は、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策が中心の法律となっている。

本市では、平成25年度時点で把握されている土砂災害警戒区域等の指定が完了しており、土砂災害警戒区域が106箇所、土砂災害特別警戒区域が103箇所指定されている。その自然現象の種類の内訳は以下のとおりである。

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	88	86
土石流	18	17
地滑り	0	0
合計	106	103

(平成25年度時点)

【計画目標】

1. 未指定及び新規の土砂災害のおそれのある区域の実態把握

- 1) 急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれのある未指定の区域の有無について実体を把握するとともに、地形改変等に伴って、あらたに土砂災害のおそれのある区域が生じていないか、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- 2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。

2. 警戒避難体制等の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定に係る必要事項の周知

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定された場合は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講ずるものとする。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項その他、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をホームページへの掲載や印刷物（ハザードマップ等）の配布により住民への周知を図る。

(2) 避難に係る警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう、簡易雨量計・警報装置等の整備や、県が設置している雨量観測所の補助的管理の実施について検討する。

(3) 土砂災害警戒区域等の防災パトロール

警察署等と連携して、急傾斜地の崩壊や土石流による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。

(4) 情報の収集及び伝達体制の整備

1) 情報の収集

日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊や土石流発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

2) 情報の伝達

土砂災害発生に関する気象警報・予報等、情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険箇所における簡易雨量計等の観測者や、防災パトロール実施者による夜間等の緊急伝達方法についても十分に配慮しておく。

(5) 避難体制の整備

土砂災害に対応した避難所の指定と整備を行う。具体的には、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、その他公共施設等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難体制の充実を図る。

なお、避難路・避難所の整備等については本編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準じる。

3. 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊や土石流が発生しやすい地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、建築基準法、都市計画法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

4. 行為の制限等の周知

法指定区域内においては、土砂災害を誘発するような行為の実施にあたっては、県知事の許可が必要となるため、その内容等について住民に周知を図る。

(1) 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害防止法第9条に基づき、住宅宅地分譲や避難行動要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準を満たしたものに限り許可される。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地における行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第7条ならびに「砂防法」第4条に基づき、土地の形状を変更したり、崩壊の助長もしくは誘発の原因となる行為が制限される。

5. 建築物の構造規制の指導

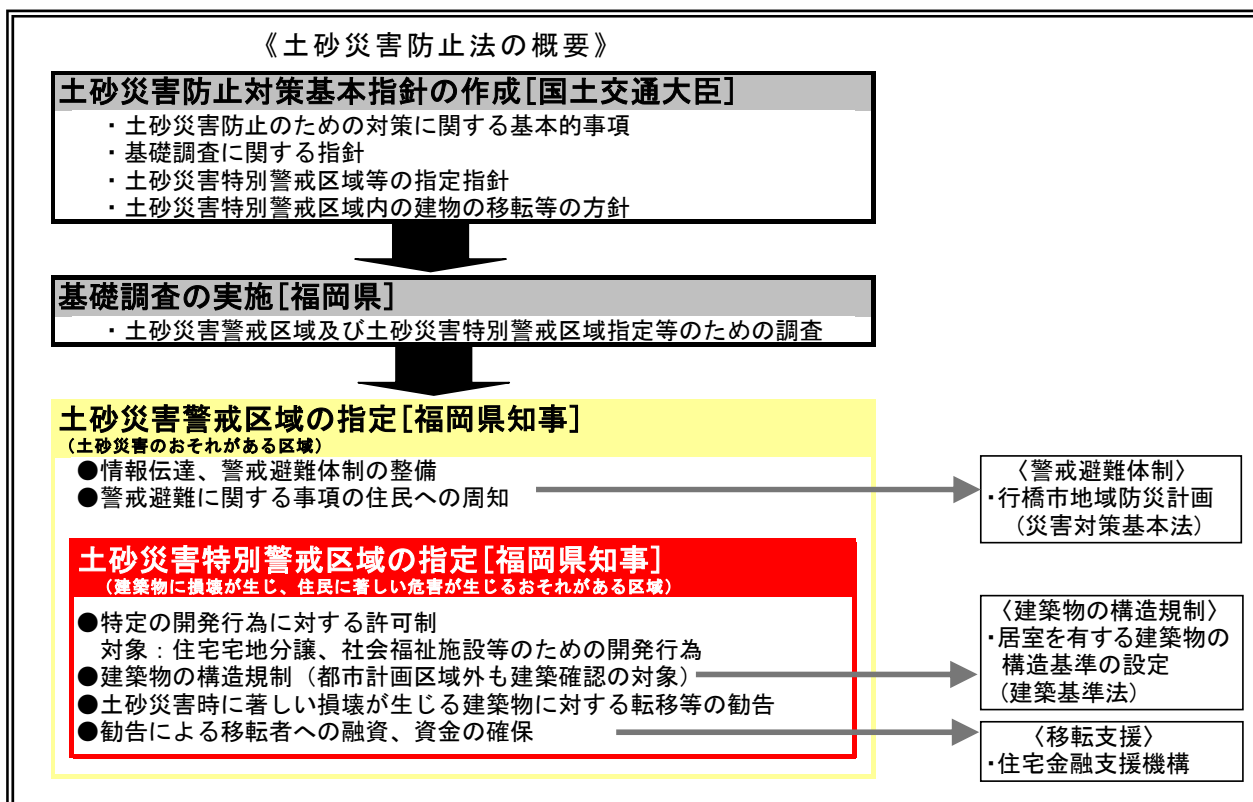
土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているものになっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受ける。

6. 建築物の移転勧告及び支援に関する周知

建築基準法第39条に基づく災害危険区域や、土砂災害特別警戒区域に存する建築物については、県により移転が勧告されるとともに、「住宅・建築物安全ストック形成事業」による補助や、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けることができるため、その内容について住民に周知を図る。

7. 防止対策工事の推進

土砂災害のおそれのある区域内に避難行動要支援者関連施設が存在するなど、緊急度の高い箇所等について、急傾斜地崩壊防止工事や砂防工事の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。



第2項 山地災害対策

【現 況】

本市には、県により公表された山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区(民有林)が 24 箇所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が 17 箇所、杓尾地区において地すべり危険地区が 1 箇所、計 42 箇所の危険地区が存在する。これらは市西部及び南部の山地、さらには東部の周防灘に面した丘陵性山地部に集中しているが、前項でまとめた急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流と重複しているものも多い。

【計画目標】

1. 山地災害危険地区の周知

地域防災計画に山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区などの山地災害危険地区を掲載し、災害危険箇所とあわせて地域住民への周知を図る。

2. 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

3. 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に、市と関係機関による危険箇所のパトロールや施設の点検等を行い、

災害を未然に防止するため、適切な対策を講ずるものとする。

4. 治山事業の実施

山地の荒廃進行あるいは集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所については、山地災害の実態や対策の緊急性、必要性等を踏まえ、治山事業の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。

第4節 高潮対策計画

高潮対策計画

□農林水産課

□土木課

【基本方針】

本市の東部は、約 7.5 kmにわたって周防灘に面しており、この海岸部には蓑島、沓尾、長井、稲童漁港が存在しており、台風時等には高潮による被害が発生するおそれがある。洪水はん濫等と比べると、高潮は低頻度災害であるが、大きな被害をもたらす危険性は高く、実際稲童などでは高潮による浸水被害が生じたことがある。

したがって、高潮による災害を防止するため、高潮対策事業や侵食対策事業等の海岸保全事業を県や関係機関と協力して実施し、市域の保全を図る。その場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

【現況】 【資料編* I.5.1】

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起きるもので、台風が満潮時に重なるとその被害は甚大なものになることがある。

本市では、上記の4漁港付近や、長峡川・今川・江尻川・祓川の河口部の海岸線が市・県により重要水防箇所として9箇所指定されている。これらの重要水防箇所では、越波や堤防決壊、侵食等の災害が起きることが予想されている。

これに対する高潮対策事業としては、沓尾及び長井の海岸保全地区内において水産庁所管の堤防工事がなされている。なお、国土交通省所管の海岸高潮対策事業が、隣接する苅田町の白石海岸で実施されていたが平成24年5月に完成した。

【計画目標】

- 1) 海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを平常時より行い、漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の実施に努める。
- 2) 台風の通過に満潮が重なると予測される際には、危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講ずる。
- 3) 住民に対しては平常時において広報活動等を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮来襲時に心理的及び集団パニックがおきないようなソフト対策を講ずる。また、災害時に適切な行動がとれるよう、住民の防災意識の向上に努める。
- 4) 備蓄倉庫等は高台に設置する。
- 5) 海岸堤防や河川堤防、護岸等の整備は、県や市の事業として計画的に改修が進められているが、改修未計画区間も含めた積極的な事業推進を関係機関に要請するとともに、その円滑な実施に協力する。

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

第5節 火災予防計画

第1項	消防力・消防施設等の整備強化対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	火災危険箇所等の防火対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	林野火災予防対策	<input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 森林監視所 <input type="checkbox"/> 森林組合
第4項	防火管理体制の強化対策	<input type="checkbox"/> 消防本部
第5項	予防指導・査察計画	<input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

本市は、企業誘致等に伴う人口増加により市街地周辺での宅地開発が進むとともに、大規模な住宅団地開発もなされている。一方で、旧市街地や古くからの集落等では木造家屋が密集し、火災に対して要注意の地区も残っている。また、建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行なえるよう、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- 1) 消防力、消防設備の整備強化
- 2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- 3) 林野火災の防止
- 4) 防火管理体制の強化
- 5) 予防、査察制度の活用

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

【現況】 【資料編*Ⅰ.4.4、資料編*Ⅱ.1.4】

本市では、火災危険区域等の指定はなされていないが、これまで宅地開発が進められてきた行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い葦島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっている。

火災の発生状況としては、火災総数は毎年20～40件程度であるが、そのうち建物火災は毎年10～20件程度となっている。発生箇所としては、特に世帯数の多い行橋校区周辺及び延永においての出火数がやや多くなっている傾向が認められる。

*資料Ⅰ.4.4「平成16年～平成24年の火災発生資料」

*資料Ⅱ.1.4「行橋市消防本部組織図」

本市の消防体制は、消防組織法に基づき、常備消防機関として行橋市消防本部及び行橋市消防署が設置されている。また、非常備消防機関として行橋市消防団が校区単位を基本とした9分団、女性消防団が1分団、計10分団組織されている。消防団員数は、定員580人に対し528人と91%の充足率になっているが、平均年齢が46.1歳、50歳以上の団員比率が約40%(60歳以上は15%)と高齢化が進みつつある。

本市における消防水利は、消火栓が941基(公設908基、私設33基)、防火水槽が200基、その他水利1箇所、計1,141基設置されているが、消火栓の割合が約80%以上とそのほとんどを占める形になっている。

消防施設のうちの消防ポンプ車は、消防署に3台、消防団に4台、また小型動力ポンプ29台(うち23台は小型動力ポンプ積載車)が消防団に配備されている。その他に、救急自動車3台、救助工作車が消防署に1台配備されている。なお、行橋消防署には、中高層建築物の火災への対応が可能な30m級のはしご付消防自動車が平成18年に配備されている(H24.4.1現在)。

消防機構や消防水利等に関する課題としては、「消防団員の高齢化」や「消防水利未設置地区の解消」、「防災倉庫資機材の多様化や更新」等が挙げられる。

【計画目標】

1. 消防施設の整備・保全

- 1) 「消防力の整備指針」に基づき年次計画により消防施設・機械等の整備、更新を行っていくとともに、機械の新鋭化・効率化を図る。
- 2) 多様化する火災形態に対応するため、地域の実情に応じて、はしご付消防自動車及び消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備を推進する。
- 3) 初動及び活動体制を確保するため、消防署所等の整備、無線通信情報システムのデジタル化及び個人装備等の整備を進める。
- 4) 消防施設等の保全

消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の性能点検並びに整備を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

2. 消防水利施設の整備

- 1) 消防水利は人工水利(消火栓、防火水槽、プール)と自然水利(河川、池)とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- 2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、「消防水利の基準」に基づき消防水利を年次計画により整備していく。
 - ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
 - イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - ウ. 防火水槽や耐震性貯水槽の充実

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火

水槽や耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進していく。

エ. 消防水利の不足、道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3. 消防団の強化

1) 消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設・装備及び活動資機材の充実・強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

また、消防団の各分団相互間における消防活動の協力体制強化を図る。

2) 消防団員の確保については、基本団員(全ての活動に参加)の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

3) 召集伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

4) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化計画を推進する。

ア. 消防団拠点施設、安全装備(防火衣等)の整備拡充

イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ

ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望

エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

カ. 地域毎の女性消防団等の設置に向けた検討

5) 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。したがって、消防団員や消防団OBは地域の自主防災組織の牽引的存在となり、その立場を生かした消防訓練等を指導する。

6) 消防団員の教育訓練

消防本部・消防署は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校等に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練計画等を策定し実施するものとする。

4. 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

5. 消防計画の策定

消防本部・消防署は、消防計画を策定し、毎年検討を加え必要に応じて修正するものとする。また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について消防計画を定めておく。

6. 市町村相互の応援体制の強化

消防本部・消防署は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、隣接市町との相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

7. 火災予防活動の強化

1) 住民に対する啓発

消防本部・消防署は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器(住警器)の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、避難訓練を通して、住民の防火意識の高揚を図る。

3) 消防本部・消防署は、消防法に規定する予防査察あるいは講習会等を通じ、防火管理、消防設備の維持、防火、避難誘導訓練の徹底を図る。

4) 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

5) コミュニティ(小学校区)単位で地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの整備を検討する。

6) 文化財施設における防火体制を強化するため、自主防災組織の編成を推進するとともに、文化財保護意識の向上のため住民への啓発等を行う。

7) 消防機関は、車両火災における人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、火災現場周辺(積載物を含む)の危険物対策、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

8) 船舶火災予防の推進

市は、第七管区海上保安本部、その他関係機関と緊密な連携を保ち、埠頭、係留中の船舶の火災予防について計画を策定するものとする。

9) 火災予防運動の推進

消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

ア. 春秋火災予防運動の普及啓発

イ. 報道機関による防災意識の普及

ウ. 講習会、講演会等による一般啓発

第2項 火災危険箇所等の防火対策

【現 況】

本市には火災危険区域として指定されている地域はないが、行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い叢島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっており、火災に対して注意が必要な地域として挙げられる。また、建築物が密集する用途地域(準住居、近隣商業、商業)では、火災の危険を防ぐため準防火地域として指定されている。

【計画目標】

1. 危険箇所火災予防対策

(1) 防火対策

- 1) 火災危険箇所を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- 2) 火災危険箇所における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について大規模火災に対処する防火機能導入を含めた検討を行う。また、建築物の不燃化を検討する。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域の指定について検討し、あらかじめ出動部隊数、消防機関よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 4) 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的に火災危険箇所や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- 5) 消防車の進入が困難な地区においては、特に初期消火が重要となるので、自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防意識の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実するとともに、自主防災組織の編成を推進する。

(2) 住民への啓発

1) 地域防災体制の確立

講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

2) 火災予防意識の普及

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防意識の普及向上に努める。

3) 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を指導する。

4) 住宅用防災機器の設置

住宅における火災の発生を未然に防止、あるいは早期に感知・報告するため、住宅用防災機器の設置を推進する。

2. 特殊建築物火災予防対策

特殊建築物とは、学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物である。

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、併せて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用について指導し、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

第3項 林野火災予防対策

【現 況】

本市の北西部にはカルスト台地で有名な平尾台が広がっており、多くのハイカーや観光客等が訪れている。それもあって、年に数件の林野火災がこの平尾台を中心に発生している。

【計画目標】

1. 監視体制等の強化

(1) 消防本部・消防署

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。また、県の配置する森林保全巡視員と連携し、林野火災の予防の強化を図る。

1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

2) 火災警報の周知徹底

住民や入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用する他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条及び第22条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

4) 火入れ等の制限

ア. 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

イ. 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

(2) 国（福岡森林管理署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

2. 予防施設等の整備

関係機関は、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

(1) 消防本部・消防署並びに市

- 1) 防火水槽の増強
- 2) 自然水利用施設の増強
- 3) ヘリポート・補給基地の整備

(2) 国（福岡森林管理署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

(3) 関係機関（管理者等）

- 1) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- 2) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

3. 林野火災対策用資機材の整備

消防本部・消防署は、消防力の強化のため、空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

4. 防火意識の普及

消防本部・消防署は火災発生期を中心に、予防広報を積極的に推進する。

(1) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民への予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、住民の林野火災防止意識の向上に努める。

(2) 火災予防運動の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け、広報誌等を活用し周知徹底を図る。

第4項 防火管理体制の強化対策

【現 況】

本市における防火対象物は、共同住宅や工場・事務所、商業施設等の691箇所を中心に計1,149箇所あり、このうちの11箇所が高層住宅である(平成24年福岡県消防年報)。また、防火対象物に該当する地下街は無い。

消防本部は、火災に対処できるように消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき、消防体制の強化を図り防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意についての指導を行っている。

【計画目標】

1. 防火管理体制の強化対策

消防本部・消防署は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物、及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- 1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し講習会を開催する等により、その資質の向上を図るようにする。
- 2) 防火対象物の管理権限者に対し、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、自衛消防組織の充実、促進、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。
- 3) 消防用設備等の設置検査の際に、管理権限者に対して必要な指導を行う。

2. 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の運用

消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した「火災予防条例」の効果的な運用により、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

第5項 予防指導・査察計画

【現 況】

消防本部・消防署は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施し、また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

【計画目標】

1. 予防指導、査察計画

(1) 予防査察の実施

消防本部・消防署は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 立ち入り検査

消防本部・消防署は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、

勤務、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立ち入り検査を実施するとともに、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。また、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

(3) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(4) 火災警報発令中には、火気使用施設、設備に対する指導・査察を重点的に実施する。

2. 消防業務計画の見直し

消防本部・消防署は、火災の予防に関する事項、火災以外の防御、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の見直しについて検討する。

第6節 都市防災化計画

第1項 土地利用計画	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第2項 建築物不燃化の推進	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第3項 公園・緑地等の防災空間整備	<input type="checkbox"/> 都市政策課
第4項 中心市街地の再生・ 土地区画整理事業の推進	<input type="checkbox"/> 都市政策課

【基本方針】

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって、本市では次の計画により京築地域の中心市にふさわしい「災害に強いまちづくり」を推進する。

- 1) 適正な土地利用による防災
- 2) 建築物不燃化による防災
- 3) 公園・緑地等の防災空間整備による防災
- 4) 中心市街地の再生や土地区画整理事業による防災
- 5) 宅地造成規制による防災

第1項 土地利用計画

【現況】

本市では田畑としての利用が約 1/3 と最も多くなっているが、田畑の利用面積は徐々に減りつつある。一方で人口増に伴う宅地としての利用が増えており、市域の約 16%が宅地になっている。また、行橋市は全市域が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による都市計画区域として指定されており、うち 668ha(約 9.5%)が用途地域として指定されている。しかしながら、本市ではミニ開発等の無秩序な開発が行われ、市街地周辺農地において虫食い状の市街地形成(スプロール化)の進行が見られる地区も存在する。

そのため、市では「行橋市国土利用計画」に基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる、調和ある土地利用を進めていくこととしている。また、東九州自動車道インターチェンジ周辺及び国道 201 号バイパス予定沿線での用途地域の設定や見直しを図り、状況の変化に対応した適切な土地利用を誘導していくこととしている。

【計画目標】

土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森

林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

- 1) 市の国土利用計画に沿った都市計画、その他関連事業について防災まちづくりの意識をもって推進する。
- 2) 高速交通体系の整備や産業誘致に伴う人口増加の受け皿となる利便性が高い良好な住環境を整備するとともに、風水害による土砂災害や浸水、地震・津波による家屋倒壊や津波浸水並びに火災による延焼が少ない防災軸をもった環境整備を推進する。
- 3) 用途地域の再検討にあたっては、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の趣旨を十分に尊重し、市全域を広域的にとらえて住環境を保全するという観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発等を防止する。
- 4) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。したがって、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定などを検討し、効果的な土地利用を図り、市勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- 5) 地区単位毎に望ましい土地利用のあり方を検討し、住環境整備のための具体的な指針とするとともに、開発に対する規制や指導を行っていく。
- 6) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対しては、県の開発許可基準や市の宅地開発事業に関する指導要綱等に基づき、適切な開発行為に対する指導を推進する。

第2項 建築物不燃化の推進

【現 況】

本市においては、商業地域及び近隣商業地域等については、準防火地域として定めているとともに、用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定している。

【計画目標】

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

1. 準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については現在も指定がなされているが、今後用途地域の変更等があった場合には準防火地域として追加指定するものとする。

2. 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

現在、用途地域のうち、準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定しているが、今後用途地域の変更等があった場合には追加指定等を行う。

3. 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、木造あるいは簡易耐火構造の市営住宅については、解体及び耐火構造への建替え等を推進する。また、新築住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

4. 住環境整備事業の推進

市は、住環境整備事業による不良住宅が密集している地区等において、建築物の不燃化、中心市街地の再生等による緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等の整備を推進する。

第3項 公園・緑地等の防災空間整備

【現況】

本市の公園・緑地としては総合公園・都市緑地・街区公園等があるが、街区公園や都市緑地にはその面積が2,000m²以下のものが半数以上存在し(第Ⅰ編総則第3章「市の概況」表1.3.12参照)、地震災害時の避難所等としては適していないと考えられるものも多い。大きなオープンスペースを有する公園としては、行橋総合公園・八景山1号公園・八景山緑地2号・行事さくら公園・野鳥公園等が挙げられるが、行橋総合公園は地震時に津波の被害を受けるおそれがあるとともに、人口が集中する行橋校区周辺の市街地部に適当な公園が見あたらないといった問題もある。なお、行橋市都市公園条例では、都市公園の設置標準面積を住民1人あたり10m²以上としているが、本市は現在4m²/人となっている。

【計画目標】

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

- 1) 規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。さらに、1人あたりの面積を行橋市都市公園条例の目標に近づくよう努め、特に公園等が無い行政区については用地の確保に努める。
- 2) 市報やパンフレットにより、自然環境保護や緑化推進について住民意識の高揚を

図る。

- 3) 小規模林地開発や、土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。
- 4) ブロック塀に代わる生垣等の緑化を推進するとともに、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の実施を検討する。さらに、地震時に倒壊被害が懸念される無筋ブロック塀等に代わる軽量フェンス等による公園整備を推進する。

5) 緑化の推進

緑の基本計画等の実行や緑化基金制度の創設を推進し、住民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進に努める。

6) 公園・緑地の確保

- ア. 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有するため、災害時の緊急避難地として利用できるよう維持・管理を行う。
- イ. 公園の未整備地区では、その整備促進に努める。
- ウ. 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。

7) 行橋総合公園周辺や八景山、鉄道駅周辺部等について、住民の活動拠点としての積極的な土地利用を図る。

8) 延焼遮断帯

- ア. 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。
- イ. 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

第4項 中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進

【現況】

本市では、平成5年から「行橋駅西口地区土地区画整理事業」が開始され、平成27年完成を目指して事業が鋭意進められている。この区画整理事業が行われている行橋駅周辺は、京築地域の顔となる拠点地区として、総合的な都市空間の創出が望まれる地区である。したがって、東西駅前広場、西口アクセス道路及び連続立体交差事業の高架化による高架下利用により、東西市街地を一体化した都市機能を導入することで、ターミナルにふさわしいシンボル性の高い空間を形成し中心市街地の活性化を図るものである。

また、無秩序な宅地化に対処するため公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、健全かつ良好な市街地整備を行い、商業都市サービスの拠点都市としてのまちづくりを行っている。

【計画目標】

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、

災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。

これらの事態に対処するため、中心市街地の再生を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、併せて都市の防災構造化を図る。

1. 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅が密集した市街地等、防災上危険な地域の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

2. 中心市街地の再生

最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、住宅の不足等の問題が生じている。これらの事態に対処するため中心市街地の再生を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

3. 都市災害の防止

既成市街地及びその周辺の地域において、土地の区画・形質の変更及び公共施設の新設・変更等を行う際、道路・公園・上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止に努める。

第7節 建築物及び文化財等災害予防計画

第1項 一般建築物等災害予防対策	<input type="checkbox"/> 都市政策課	<input type="checkbox"/> 建築政策課
第2項 特殊建築物災害予防対策	<input type="checkbox"/> 建築政策課	
第3項 公共施設等災害予防対策	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 財政課	<input type="checkbox"/> 建築政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 文化財災害予防対策	<input type="checkbox"/> 文化課	<input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、木造の公共建築物については、不燃化を進めるとともに耐震性の向上に努め、今後も活用の必要性が認められた老朽施設について更新、補強を進めるものとする。公共施設等についても、防災の観点から整備することは避難所整備の有効な施策ともなる。また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化等を促進するものとする。

これらの観点から、建築物災害予防については以下の対策を推進する。

- 1) 一般建築物災害予防対策
- 2) 公共施設災害予防対策
- 3) 教育施設等災害予防対策

また、本市には、旧百三十銀行や旧飴屋門、御所ヶ谷神籠石等の貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、平常時から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。このため、これら文化財の災害予防について以下の対策を推進する。

- 1) 防災管理体制の確立
- 2) 避難体制の確立
- 3) 防災施設の整備、拡充

第1項 一般建築物等災害予防対策

【現況】

近年の著しい都市化現象は市街地の高密度化を促し、建造物は高層化・大型化され、その用途や設備も多様化しているため、災害発生時には被害が拡大することが予想される。

一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの、その詳細な防災性については不明な点も多いのが実情である。

【計画目標】

市は、県等と協力して一般建築物に対して以下のような予防対策の実施や指導、防災知識の普及に努める。

1. 一般建築物対策

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、中心市街地の再生等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

2. 建築物等に対する指導

(1) 老朽建築物対策

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険であるまたは衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

(2) 災害危険区域の指定等

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条や土砂災害防止法の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

3. 既存建築物の耐震性の向上の促進

(1) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制整備を図る。

(2) その他の建造物

ブロック塀等の倒壊、煙突の折損等の防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

4. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

5. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期(春・秋)及び台風期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、ポスターの掲示、講習会の開催、建築物防災相談所の開設等を推進する。

6. ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強・改修指

導等関係機関と連携のうえ推進する。安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

第2項 特殊建築物災害予防対策

【計画目標】

市は、県との協力のもと、特殊建築物等に対し以下のような予防対策の実施について検討する。

1. 特殊建築物の調査・指導

学校、病院、興業場、公衆浴場、商業施設等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、または実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

2. 不特定多数が使用する特殊建築物の査察

特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、消防機関と協力して査察等を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言や勧告を行う。

3. 特定建築設備等の調査

一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調(検)査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

第3項 公共施設等災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.5】

本市の公共施設としては、学校教育施設として小学校が11校、中学校が6校あるほか、高等学校が2校ある。また、公民館(12箇所)・学習等供用施設(22箇所)・集会所(52箇所)が全校区に建設されている。その他の公共施設としては、市民会館や図書館、歴史資料館等の文化施設、体育館や武道館等の体育施設、福祉センター等の諸施設がこれに該当する。これらの公共施設のうち、小・中学校や公民館は避難所として指定されているものも多いが、その中には浸水想定区域や土砂災害危険箇所の中に位置しているものがある。

【計画目標】

1. 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物

*資料Ⅱ.1.5「公共施設一覧表」

を指定するよう努める。

2. 耐震診断

防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を図る。

3. 既存建築物の耐震性の向上の促進

(1) 庁舎等

- 1) 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。
- 2) 既存の木造建物の不燃堅ろう化を検討する。

(2) 公営住宅

老朽化した住宅について、行橋市営住宅長寿命化計画に基づき、建替・改修・解体等を検討し、防災、土地の高度利用及び生活環境改善の推進に努める。

4. 防災管理体制の確立

- 1) 防火管理者の設置
- 2) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化(防災組織の確立)
- 3) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

4) 防災施設、設備の整備

ア. 耐火、耐震化の促進

イ. 防災拠点となる施設の災害時におけるバックアップ用電源、通信手段等の整備

ウ. 防災拠点となる施設が浸水した場合の移動手段等の整備

エ. 消火器、消火栓、警報装置等の整備

オ. 防災施設、設備の点検整備

カ. 防火用備蓄資機材の保管場所等の整備

5. 避難所と公共施設の建設

庁舎、公民館等多人数を収容し得る公共建築物建設にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得る整備を推進する。

6. 夜間の防火安全対策

夜間における防災管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位に行う。

7. 建築物防災診断の実施

必要に応じ消防機関、その他の協力団体と連携して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

8. 防災意識の向上

通学区域や行政区域等のコミュニティレベルで避難訓練や情報伝達等の防災活動を通じて、防災意識の向上に努める。

第4項 文化財災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.6、資料編*Ⅱ.1.7】

市内の文化財としては、国指定1、県指定9、市指定17があるが、このうちの9箇所は史跡、8箇所は有形文化財で、旧百三十銀行行橋支店と旧飴屋門の2箇所が建造物である。なお、旧百三十銀行は市により改修及び耐震補強工事がなされている。

【計画目標】

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図るとともに、施設の防災対策を進めるものとする。また、国・県の指定する文化財については、必要に応じて防災対策整備に関する要請を行う。

1. 広報活動等の推進

文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー(毎年1月26日)」等を活用した広報活動を行う。また、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

2. 防災管理体制の確立

文化財の所有者や管理者に対し、文化財の防災対策についての指導を行う。

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 2) 自主防災組織の編成
- 3) 倒壊及び落下物による破損防止対策
- 4) 古墳、遺跡等の管理・整備
- 5) 避難体制の確立
 - ア. 文化財の避難計画(避難所、避難路、責任者等)の作成
 - イ. 見学者、来館者等の避難誘導計画作成
 - ウ. 避難訓練の実施
- 6) 防火管理体制の整備
 - ア. 火気の使用制限
 - イ. 火災発生箇所の早期発見
 - ウ. 出火危険箇所の警戒
 - エ. 自衛消防隊の組織確立とその訓練
 - オ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練実施
 - カ. 指定物件周辺の火気禁止地帯設定
- 7) 防災施設、設備の整備
 - ア. 消火設備の整備促進
 - イ. 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進

*資料Ⅱ.1.6「行橋市内の文化財一覧表」

*資料Ⅱ.1.7「文化財位置図」

- ウ. ドレンチャージャー、スプリンクラー等の取付工事
- エ. 電灯線、消火栓等の点検整備
- オ. その他の設備

3. 災害危険性の把握と対策

- 1) 文化財の存在する地域で想定される災害と、それによって引き起こされるであろう被害について把握する。
- 2) 災害危険性の高い部分の防災対策整備を検討する。

第8節 中高層建築物災害予防計画

中高層建築物災害予防計画

消防本部
 ガス事業者

警察

【基本方針】

中高層建築物の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。なお、高層建築物とは高さが31mを超える建築物をいう(消防法第8条の2)。

【現況】

本市には3階建て以上の中高層建築物は多数あるが、このうちで高層建築物に該当する建物が11箇所存在する。なお、中高層火災に対応するため平成18年には「30m級はしご付消防自動車」が配備されている。

【計画目標】

1. 関係機関の対策

(1) 市

市は、県が主体となって行う以下の予防対策に協力することによって、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

- 1) 防火避難施設の点検整備や内装等建築材料の不燃化等に関する所有者への指導の強化
- 2) 建築基準法の規定に基づく査察により、中高層建築物の構造設備等の設置及び維持状況を点検するとともに、違法な状態にあるものについては、その所有者に対し、必要な改善を行わせ、またはその設備の使用禁止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

(2) 消防本部

1) 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

ア. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- ⑦ 収容人員の管理

- ⑧ 非常用進入口の確保
- ⑨ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑩ その他防災上必要な事項

イ. 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

ウ. 管理者の責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

2) 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

3) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

4) 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき消防施設の整備、充実に努める。

(3) 警察

中高層建築物等の災害の特殊性に鑑み、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。

(4) ガス事業者

中高層建築物等には、次の安全設備の普及促進を図る。

- 1) 緊急時には操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
- 2) ガスメーターは、異常時自動遮断機能を有するマイコンメーターを取り付ける。
- 3) ガス栓は、ヒューズガス栓またはねじガス栓を使用する。
- 4) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、または強化ガスホースでガス栓と接続する。

(5) 所有者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

1) 防火避難施設の点検整備

ア. 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備

イ. 内装等建築材料の不燃化及び内装制限

ウ. 避難施設等(階段、通路、避難橋、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口)の点検整備

エ. 非常用昇降機の点検整備

2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

ア. 消防計画の整備充実

イ. 自衛消防組織の整備充実

ウ. 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上

エ. 共同防火管理体制の確立

オ. 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備

カ. 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

キ. 収容人員の管理

ク. 非常用出入口の確保

ケ. 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底

コ. その他防災上必要な事項

3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

5) 安全性の確保

中高層建築物の特殊性、危険性に鑑み、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

ア. バルコニーの設置

イ. 防火区画の適正化

ウ. 全体規模の限定

エ. 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置

オ. その他安全性を高める措置

2. 各種研究の実施

市、消防機関、警察及びその他防災関係機関並びに所有者等は、中高層建築物の災害発生防止及び被害の軽減を図るため、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、中高層建築物の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

1) 建築防災技術、建築構造設備に関すること。

2) 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること。

3) 避難計画及び誘導體制に関すること。

4) 災害時における群集心理に関すること。

5) 排煙技術その他災害の防止に関すること。

第9節 一般通信施設・電気施設災害予防計画

第1項	一般通信施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)
第2項	電気施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州電力(株)

【基本方針】

電気、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要する。そのため通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。また、電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

第1項 一般通信施設災害予防対策

【現況】

西日本電信電話(株)北九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期している。

【計画目標】

1. 災害予防対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む)防災設計を実施する。

- 1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- 2) 暴風のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- 3) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

- 1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とするなどして通信網のリダンダンシー(冗長性)を確保する。
- 2) 風水害や地震に対し損傷確率が小さい通信ケーブルの地中化を推進する。
- 3) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4) 防災上重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

5) 主要な中継交換機の分散設置を行う。

(3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成する。

(4) 通信の利用制限

大規模災害等が発生したとき、または予知されたときは、これらの地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般の通話を制限する。

2. 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保しまたは災害による被害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- 1) 緊急用無線電話
- 2) 可搬型衛星地球局
- 3) 可搬型無線機
- 4) 非常用交換装置
- 5) 非常用伝送装置
- 6) 非常用電源装置
- 7) 移動電源車及び可搬型発電機
- 8) 応急ケーブル

3. 災害対策用資機材の確保と整備

(1) 資機材の確保

災害対策用資機材の確保、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量、並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量や機能を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 食糧、医薬品等の生活必需品の備蓄

西日本電信電話（株）北九州支店は、非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市防災会議の協力を得て、非常事態下の用

地確保の円滑化を図る。

4. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、次に掲げる訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類
 - 1) 災害予報及び警報の伝達
 - 2) 災害における通信疎通確保
 - 3) 各種災害対策用機器の操作
 - 4) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (2) 訓練の方法
 - 1) 会社規模における総合訓練
 - 2) 各自治体主催の総合防災訓練
 - 3) 他防災機関における総合訓練

5. 防災に関する防災機関との協調

防災業務が円滑効率的に行われるよう、平常時から関係防災機関と密接な連絡を行う。

(1) 防災関係機関との連絡調整

西日本電信電話（株）北九州支店は、市防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。

(2) 防災関係機関との連携

平常時は、西日本電信電話（株）北九州支店は市防災会議と、また災害時には市災害対策本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(3) ライフライン業者との協調

電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送の協力体制を整備しておく。

第2項 電気施設災害予防対策

【現 況】

電気施設の防災については、九州電力（株）において平常時から保安規程を始め関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

【計画目標】

1. 防災体制

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定めるものとする。

2. 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

1) 送電設備

ア. 架空電線路：土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所ルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

イ. 地中電線路：ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

2) 変電設備

浸水・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

「建築基準法」、「電気設備に関する技術基準」等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

1) 送電設備

耐塩がいし、またはがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

2) 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩がいしを使用し、塩害防止に努める。

3) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付変圧器、耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 雷害対策

1) 送電設備

架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーモロッドの取り付け等を行う。また、気象通報等により雷害予知した場合は、系統切替え等により災害の未然防止または拡大防止に努める。

2) 変電設備

電気設備の技術基準による雷害対策のほか、必要な箇所に耐雷遮へいの強化を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け対処する。

(5) 地震対策

1) 送電設備

ア. 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計を検討する。

1. 地中電線路

油槽架台の耐震設計は、「電気設備技術指針」、「変電所における電気設備の耐震対策指針」に準じた地震力により検討する。

2) 変電設備

機器の耐震設計は、「電気技術指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき検討する。建物の耐震設計は、建築基準法に準拠して行う。

3) 配電設備

氷雪、風圧及び不平均張力荷よる荷重により設計を検討する。

4) 通信設備

屋内設置については、浸水害のおそれのある場所について、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成など的人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平常時から関係業者へのPRを徹底する。

(8) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

1) 無線伝送設備

ア. マイクロ波無線等の固定無線設備

イ. 移動無線設備

ウ. 衛星通信設備

2) 有線伝送設備

ア. 通信ケーブル

イ. 電力線搬送設備

ウ. 通信線搬送設備

エ. 光搬送設備

3) 交換設備

4) 通信用電源設備

3. 電気工作物の巡視・点検・調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防

止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

4. 資機材の整備・点検

(1) 資機材の確保

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 資機材の輸送

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

(3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 防災訓練

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

6. 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- 1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- 2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
- 3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと
- 4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
- 5) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- 6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- 7) その他事故防止のため留意する事項

(2) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

第10節 上水道・下水道施設災害予防計画

第1項	上水道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 上水道課
第2項	下水道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 下水道課

【基本方針】

市は上水道及び下水道、都市下水路等の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施するものとする。

また、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するとともに、雨水・下水の迅速な排除が行えるよう、また市街地や集落の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や都市下水路等の整備推進を図る。

第1項 上水道施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.8、資料編*Ⅱ.1.9】

行橋市の上水道事業は昭和26年度から始まり、平成23年3月時点で約76%の普及率になっている。椿市校区の広い範囲と、稗田校区及び仲津校区の一部を除き給水区域になっており、特に市中央部の行橋校区周辺に配水管が集中する形になっている。

また、平成9年度からは京築水道企業団より将来の水源確保として1日1,900m³を受水しており、現在1日の最大給水量21,900m³で事業運営がなされている。

【計画目標】

1. 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、下記に示す施設の防災対策を検討する。また、事業開始当時に整備された施設及び配水管は老朽化が進んでいる可能性があるため、更新等整備方針や新たな水需要に対応した施設整備計画等を作成し、年次計画に沿って水道施設整備の維持・拡充を図っていく。

- 1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、減圧・断水のバルブ操作、あるいは矢留貯水池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保、給水制限等の対策措置を実施する。
- 2) 水道施設は、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- 3) 地下埋設物管理体制の確立

*資料Ⅱ.1.8「上水道関連資料」

*資料Ⅱ.1.9「下水道関連資料」

ア. 現況の把握

道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成を進める。

イ. 共同溝の設置促進

度重なる地下工事による災害発生の危険性を少なくするため、共同溝の設置を検討する。

ウ. 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。

エ. 施設の耐震性及び供給体制等について施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。

オ. 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所や方法について検討する。

カ. 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

4) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

5) 広域応援体制

震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア. 水資源の確保・配給体制

イ. 災害時の応急復旧体制

ウ. 資機材の確保体制

エ. 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成

オ. 広域的水源対策の活用

2. 工事時の安全管理体制確立

工事着工に際しては、以下の項目についての安全管理計画を作成し、関係者の承諾を得るよう指導する。

(1) 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

(2) 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。

(3) 非常事態における緊急措置方法

緊急時における対策方法、分担区分、連絡体制の確立及び動員計画の整備に努める。

3. 工事時の安全対策実施

(1) 工事施工に係わる安全対策

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、消防法、その他官公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また関係当局においても安全対策を要請する。

(2) 地下埋設物管理者との連携強化

地下埋設物については、各管理者と協定、または承諾書等を取り交わし、安全の確保に努めるよう指導する。なお、工事に際しては試験堀等を行ってその位置を確認し、埋設物に接近した場所での作業は各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ安全の確保に努める。

(3) 他の施工工事との連絡協調体制の確立

道路管理者主催の道路占用者会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図るよう指導する。

(4) 沿道住民への通報体制

緊急時においては、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

(5) 各種防災用具の着用、または備え付け場所の表示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

(6) 工事現場の巡回・点検

工事現場の巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについては速やかに改善等の措置を行わせる。

(7) 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し緊急時に備える。

(8) 防災訓練の実施

工事の進行に伴い予想される災害を想定し、関係機関と合同による防災訓練を適宜実施する。

4. 渇水対策

- 1) 渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を図る。
- 2) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設の点検整備を推進する。
- 3) 給水ポリタンク・袋等の調達確保について検討しておく。

第2項 下水道施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.9】

行橋市の下水道事業は、資料編に示す全体計画を基に、平成13年度から行橋校区の一部供用を開始し、現在は行橋北校区を中心に整備を進めている。その他、椿市校区において農業集落排水事業の供用を開始している。したがって、下水道の排水管はこれらの地区に集中する形になっている。

また、市街地の浸水対策として、現在までに4箇所の雨水ポンプと6箇所の都市下水路が整備されている。

*資料Ⅱ.1.9「下水道関連資料」

【計画目標】

1. 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- 1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成を進める。
- 2) 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制を確立する。
- 3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所や方法について検討する。
- 4) 仮設トイレの確保
災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。
- 5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を確立していく。
- 6) 下水道工事計画にあわせての老朽施設・管路の更新を図る。

2. 水害対策

- 1) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- 2) 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 3) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。
- 4) 宅地開発の進行等に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第11節 交通施設災害予防計画

第1項	道路施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 行橋警察署
第2項	鉄道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)	<input type="checkbox"/> 平成筑豊鉄道(株)

【基本方針】

道路や鉄道は、市内外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路等の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。したがって、道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

第1項 道路施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.10、資料編*Ⅱ.1.11】

本市には、広域的な基幹道路として東西方向に国道201号が、南北方向には国道10号及び国道496号があり、これらを補完する形で、主要地方道や一般県道、市道等が走っている。また、高速道路網を形成する東九州自動車道と併せて、国道210号バイパスの整備促進が図られている。

しかしながら、昨今のモータリゼーションの進展等により、自動車交通量は増加の一途をたどっており、将来交通に対応した渋滞対策など、都市内交通の円滑化と環境に配慮した道路事業の推進が課題となっている。主要地方道や県道については狭い部分の改良などが進められつつあるが、未だに自動車の離合に支障をきたす箇所が見受けられ、生活道路である市道についても、平成22年度末時点での総延長は571.5km、改良率64%となっているが、幅員の狭い道路も多く、防災の視点から今後改良・整備を進めていく必要がある。

都市計画道路も平成24年度末時点での整備率は約22.1%にとどまっており、整備が遅れている状況にあり、今後安全・快適な道路交通ネットワークの形成を進めていく必要がある。

*資料Ⅱ.1.10「行橋市の主要道路一覧表」

*資料Ⅱ.1.11「行橋市の道路網図」

【計画目標】

1. 幹線道路等の整備促進

市は関係機関と連携して、次のような幹線道路等の整備促進を図っていく。

(1) 主要幹線道路の整備

産業活動、物流、観光商業はもとより、住民の一日行動圏の拡大や日々の通勤・通学など、日常生活面でも必要かつ不可欠なものである。このため、市は関係機関と連携しつつ、幹線道路等の道路整備を計画的に推進する必要がある。また、東日本大震災では、災害時における道路ネットワークの早期復旧が住民の安全確保や地域の応急復旧対策に不可欠であったことから、市は関係機関とともに東九州自動車道をはじめとする国道や県道、市道を中心とした主要幹線道路のネットワーク化等を積極的に推進する。

(2) 市道の整備促進

市道は国道や県道と結節することで幹線道路の機能を補完する重要道路である。また市道は市民のライフライン道路でもあるため、市は狭あい道路の解消並びに円滑な道路交通確保のための道路改良工事など幹線道路の整備計画とも整合性を図りつつ、市道整備や補修事業を計画的に進めていく。

(3) 市管理道路施設のアセットマネジメント（予防保全的な維持管理の推進）

高度経済成長期に大量に整備された各種道路施設は、その後の経年的な老朽化や社会環境変化等により、その施設機能を十分に発揮できないものが現れはじめている。市は管理する道路や諸施設について平常時から点検及び維持管理に努めつつ、道路や施設機能のモニタリングを推進していくほか、これらの点検情報を施設台帳や点検カルテにとりまとめていくよう予防保全的な施設の維持管理対応に努めていく。

2. 道路施設等の点検、整備計画

- 1) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを適宜実施し道路の維持補修に努める。
- 2) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため所管橋梁について、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所を整備を推進する。
- 3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。
- 4) 橋梁等、道路施設の老朽及び震災点検調査を実施して、補修、補強、架替え等の改良が必要な箇所は整備を検討する。
- 5) 台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について次の改修、改良工事の実施について検討を行う。
 - ア. 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
 - イ. 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
 - ウ. 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講ずる。
- 6) 地域住民の理解と協力を得て、街の美観や安全快適な環境保持のため、道路側溝の清掃、草刈等の自主活動を促す。

3. 法面崩壊・落石等防止対策

(1) 関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(2) 危険箇所の調査

市所管道路についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。

(3) 危険箇所の対策

市所管道路の危険箇所については、防災点検調査結果に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討・実施する。

(4) 危険箇所の監視

パトロール（巡視点検）を集中豪雨や台風の降雨に前後して適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

4. 道路整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設整備を推進する。

- 1) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- 2) 市内通過交通量の分散・緩和等のため、国・県道路の早期完成を関係機関に要望し、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策を検討する。
- 3) 生活道路については、1級市道・2級市道の機能に応じた道路整備を図る。
- 4) 狭あいな生活道路については、建物の建築時におけるセットバック指導等に併せて道路拡幅を図る。
- 5) 道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

5. 緊急交通路整備計画

(1) 緊急交通路の選定・整備

風水害及び大規模災害発生の防止及び被害軽減、災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資するため、緊急通行車両の通行を確保すべき警察の所管する道路(以下「緊急交通路」という。)を重点に、道路及び施設等の耐震性、安全性の強化を関係機関との協力のもと進めていく。

また、本市に係る緊急交通路は資料編に示すとおりであるが、これらの道路整備に協力していくとともに、今後市独自の緊急交通路の指定もあわせて検討する。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路または防災拠点を相互に連携する道路網）については、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。

第2項 鉄道施設災害予防対策

【現況】

本市には、JR九州の幹線鉄道である日豊本線が南北方向に走っているほか、日豊本線行橋駅から分岐する形で、平成筑豊鉄道の田川線が豊津や犀川などと結ぶ形で南北方向に走っている。

【計画目標】

1. 九州旅客鉄道（株）

（1）防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜次のとおり実施する。

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 脱線復旧訓練

（2）防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

（3）避難誘導體制等の周知

- 1) 事故や災害発生時には、駅のコンコースや改札口等、旅客の見やすい場所に旅客の誘導上必要な情報を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- 2) 乗客に対しては速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導につとめる。

2. 日本貨物鉄道（株）九州支社

（1）防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜、次のとおり実施する。

- 1) 非常召集訓練
- 2) 通報連絡訓練
- 3) 消火訓練
- 4) 復旧訓練

（2）防災関係資材の点検整備

- 1) 復旧資材（ジャッキ類、発電機及び照明器具等）、軌道及び電気関係の非常用資材は平常時から点検整備しておく。
- 2) 重機械類については、関係企業等から緊急時に協力が得られるよう要請しておく。

（3）避難誘導體制等の周知

異常事態発生に伴い、住民等の避難が必要な場合は、警察及び消防に出動依頼できるよう連絡体制の整備を行う。

3. 平成筑豊鉄道（株）

（1）防災訓練

関係機関と協議し防災訓練を実施する。

（2）防災関係資材の点検整備

1) モーターカー、ミニホッパー、発電機、脱線復旧資材等の点検整備をしておく。

2) 重機械類については、請負会社等から緊急に協力が得られるよう要請する。

（3）避難誘導體制等の周知

列車乗務員については、安全統括管理者より乗客の避難誘導體制を指導周知する。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民が行う防災対策

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

防災対策においては、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」精神による防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、「共助」の精神をもち、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。したがって、市は住民に対する防災意識の高揚を図る。

【現況】

市はこれまで市報やホームページ、防災マップ等を用いて災害時の心得等についての広報を行ってきた。また、現在福岡県の地震津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）及び内閣府の南海トラフ巨大地震による被害想定、津波高、浸水域等の報告結果を反映させた防災マップの見直しを進めており、完成次第市民等に配布することとしている。

【計画目標】

市は国、県並びに防災関係機関と連携して、市域で予想される災害態様や東日本大震災等の大規模な災害などでの災害教訓並びに災害への備えなどについて、各種の情報伝達網や出前講座開催等を通じて市民にわかりやすく伝えるよう心がけ、市民の防災に関する知識の修得並びに防災対応技量の向上に努める。

1. 防災に関する知識の修得

- 1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- 2) 過去に発生した災害の被害状況
- 3) 近隣の災害危険箇所の把握
- 4) 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2. 防災に関する家族会議の開催

- 1) 避難所・避難路の事前確認
- 2) 非常持出品、備蓄品の選定
- 3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、

NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等)

- 4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3. 非常用品等の準備、点検

東日本大震災では、発災直後の大津波来襲や津波による浸水等で数日間にわたり地域が孤立し、機能を果たせなかった避難所が続出した。また、2012年7月の九州北部豪雨災害でも道路網の寸断や冠水で中山間地が長期にわたって孤立する事態となっている。このため、市は市民の避難行動を迅速かつ円滑に完了し、救援物資が行き届くまでの間は、市民自らで生命確保をしてもらうよう、次のような非常備蓄品や非常持ち出し品について平常時から準備並びに備蓄品点検等を心がけるよう市民へ推奨していく。

- 1) 3日分相当の水（ペットボトル）・長期保存が可能な携帯食糧・生活必需品、医薬品（お薬手帳や健康保険証等も含む）、頭巾、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等の非常持出品
- 2) 消火用具、スコップ、大工道具等防災用資機材の整備
- 3) 乳幼児がいる家庭では、ほ乳瓶や粉ミルクなど

4. その他

- 1) 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）
- 2) 応急手当方法の習得（応急担架の作成方法やAED機器の操作習熟など）
- 3) 市または地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- 4) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

第2節 自主防災体制の整備計画

第1項	自主防災組織育成計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	自主防災活動計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

本市では、安全・安心で災害に強いまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民みんなの参加が重要である。実際、兵庫県南部地震では、消防車や救急車が到着するまでの間、地域の人たちがお互いに協力して初期活動を行ったり、建物の下敷きになった人を救出するなど、身近なコミュニティが被害を最小限に食い止めた事例がある。また、東日本大震災では震災発生時刻が午後～夕方にかけてであったため、災害に対する初動対応は地域にいた女性や青少年が大きな役割を担ったといわれている。

また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。そのため、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努めるものとする。

自主防災組織としては、地域住民を中心とした行政区及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や文化財等を管理する機関・組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成・強化を図る。

自主防災組織の活動にあたっては、「どういう災害が起きやすいのか」、「災害が起きたときどうするのか」が重要なので、以下の方針に従い住民の自主防災活動への積極的参加を促す。

- 1) 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知
- 2) 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- 3) 情報収集・伝達経路の確立
- 4) 避難行動要支援者の把握及び支援
- 5) 防災訓練の実施

第1項 自主防災組織育成計画

【現況】

大規模災害時には、防災行政機関の活動が遅滞するような事態が発生しがちであるが、そういった場合に被害の防止・軽減を図るためには、「自分の命は自分で守る」、「自分

たちの地域は自分たちで守る」という「自助」「共助」の考え方で、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えをしておくことが重要である。

そのため、本市でも自主的な防災活動の重要性を防災ワークショップやホームページ等で広報しており、平成23年度以降、各地区で自主防災組織の結成が広がりを見せている。

【計画目標】

災害を予防する、あるいは災害発生時の被害を最小限に抑えるには、公的機関の活動のみならずそれを補完する立場としての自主防災組織の活動が重要である。本市における地域自主防災組織の組織率は約50%で、福岡県内の平均値を下回っている。したがって、今後、以下の計画に沿って自主防災組織の育成強化を図るものとする。

《〈関係法令〉 自主防災組織の基本方針》

災害対策基本法 第5条第2項

2. 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体その他防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

1. 地域自主防災組織の育成計画

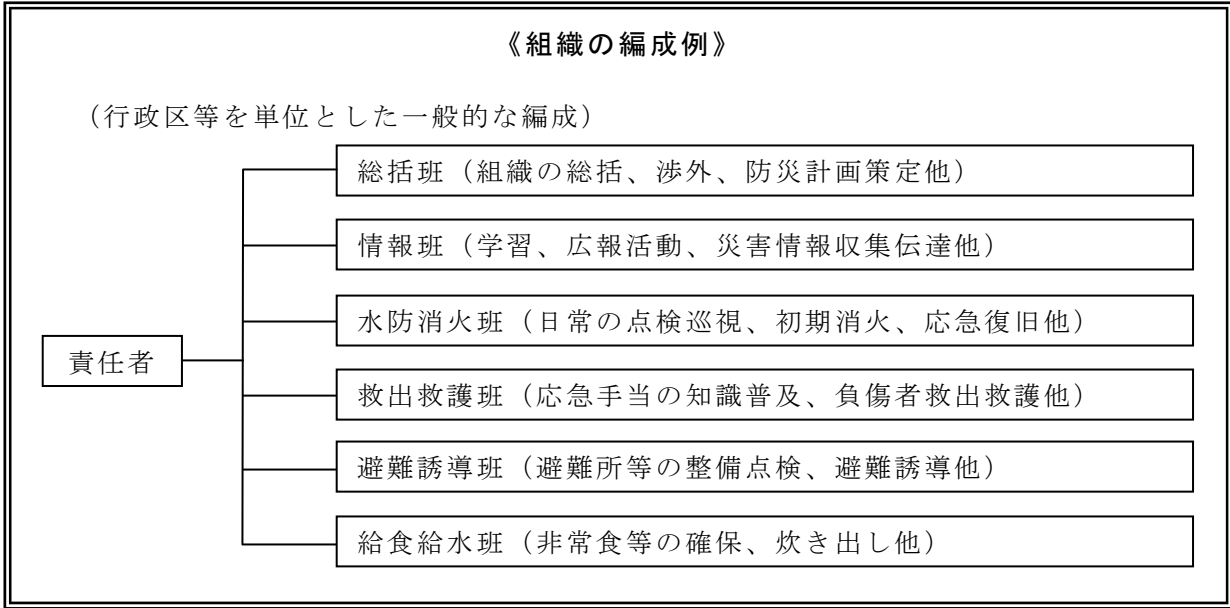
市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、その組織化に積極的に取り組むこととする。

- 1) 市は自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。また、男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成を積極的に推進する。
- 3) 市は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 4) 市は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。

2. 自主防災組織の結成方法

- 1) 自主防災組織を結成する方法としては3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地域の特性を考慮して決定する。
- 2) 自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実・活性化を図る。

《自主防災組織の結成方法》			
	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	自治会役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治会長（＝会長）の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となって、自治区とは全く別個に自主防災組織を作る。
長所	組織作りが容易。活動を継続しやすい。		役員全員の負担が軽い。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。	
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすくなる。



第2項 自主防災活動計画

【計画目標】

1. 自主防災活動計画

地域自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

(1) 平常時の活動内容

- 1) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員毎の役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

- ア. 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の特定、危険箇所の巡視点検及びその結果報告と緊急対策に関すること。
- イ. 地域住民の任務分担に関すること。
- ウ. 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ. 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ. 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- カ. 避難所、避難路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- キ. 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ク. 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ケ. その他自主防災組織間の相互支援や自主的な防災に関すること。

2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

3) 消火訓練、避難訓練その他防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、消防団はもとより、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。

また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- ア. 情報の収集及び伝達の訓練
- イ. 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ. 避難訓練
- エ. 救出及び救護の訓練
- オ. 炊き出し訓練

4) 防災用資機材の点検・整備

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の点検・整備を行う。

5) 自主防災地図(地域独自の防災マップ)の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速・活発化、的確化を図る。

6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、

福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 災害発生時の活動内容

1) 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。なお、災害発生時には情報の錯綜やデマによるパニック（不要な混乱）が発生する懸念がある。このため、自主防災組織は組織内に情報を統合及び管理・分析する担当責任者（専従者）を定めておき、市及び関係機関との相互連絡体制を確立しておくものとする。

3) 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害や災害に伴う建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておき、緊急時における連絡や搬送対応等について消防機関も含めて事前に調整しておく。

4) 避難の実施

避難勧告または避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア. 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

a. 市街地-----火災、落下物、危険物、浸水箇所等

b. 山間部、起伏の多いところ----がけ崩れ、土石流、地すべり

イ. 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとし、両手が自由に動かせる背負い式バック等にまとめるように指導する。

ウ. 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援者や地域住民の協力のもとに安全かつ早期に避難させる。

5) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する

給水、救援物資の配布活動に協力する。

6) ボランティア活動への助言、支援

東日本大震災等の近年の大規模な災害発生時には、国民の相互扶助意識の高まりから、全国からボランティアによる活動者が被災地支援に駆けつける。

ボランティア活動は基本的には全国社会福祉協議会（福岡県社会福祉協議会や行橋市社会福祉協議会も含む。）と関係機関が主導しつつ進める。しかし、他方で現地では支援依頼内容の行き違いや指示系統が混乱するなどしてトラブルが発生するケースも多数報告されている。自主防災組織は、地域の防災共助組織として、こうしたボランティア支援活動が円滑で効果的に行えるよう、現地での助言や支援を行う。

《自主防災組織の活動内容例》

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	a. 地域災害史や体験談の掘り起こし b. 災害や危険箇所についての学習 c. 学習会や講演会の開催 d. 応急手当知識の普及 e. 防災計画書の作成
	広報活動	a. ミニコミ誌やパンフレット類の発行 b. 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 c. 情報伝達経路の確立
	点検活動	a. 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 b. 避難路、避難施設の点検整備 c. 避難行動要支援等の把握
	資機材整備	a. 防災資機材の整備、点検 b. 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	a. 自主防災組織単位での防災訓練の実施 b. 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 c. 市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	a. 災害、被害情報の収集伝達 b. 避難指示、勧告の伝達 c. 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	a. 危険箇所の巡視並びに予防対策 b. 被害箇所の応急復旧 c. 初期消火活動
	避難誘導活動	a. 避難路、避難所の安全確認 b. 避難路、避難所の指示 c. 要介護者、子どもの避難補助 d. 避難誘導
	救出救護活動	a. 負傷者等の救出 b. 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	a. 食糧、飲料水等の確保 b. 炊き出し等の給食活動 c. 給水活動 d. その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	a. 文化財等の安全確保 b. 治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食・給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第3節 企業等防災対策の促進計画

企業等防災対策の促進計画

- 総務課防災危機管理室
- 商業観光課 企業立地課
- 消防本部

【基本方針】

企業等は災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

【計画目標】

1. 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、想定される被害からの復旧計画策定、各事業計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 災害時の企業等の事業継続

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が製品供給網寸断へと拡大進行し、世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながり(サプライチェーン)を確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画(BCP)の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

2. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要で

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第2章 第3節 企業等防災対策の促進計画

ある。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うこととする。

- 1) 防災訓練
- 2) 従業員等の防災教育
- 3) 情報の収集・伝達体制の確立
- 4) 火災その他災害予防対策
- 5) 避難対策の確立
- 6) 応急救護
- 7) 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8) 施設耐震化の推進
- 9) 施設の地域避難所としての提供
- 10) 地元消防団との連携・協力
- 11) 企業が所有する災害対策用資機材の地域貸与や支援要員の緊急派遣

3. 市の措置

(1) 防災訓練

市は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等と呼びかける。

(2) 事業継続計画（BCP）の普及啓発

市は、企業等に対して事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度－消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請または市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

(4) 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

(5) 金融的支援

一般災害対策：第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」により、支援を行うものとする。

第4節 防災知識普及計画

第1項	一般住民等に対する防災知識の普及	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	職員に対する防災教育	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	漁業者等の防災教育	<input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第4項	重要施設管理者等の防災教育	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
第5項	防災に関する調査・研究計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第6項	防災意識調査	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。したがって市では、次の基本方針に基づき、職員に対し防災教育を行うとともに、関係機関と相互に密接な連携を保ちながら、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

- 1) 地域、職場、学校等と連携した防災知識の普及
- 2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- 4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 5) 学校での防災教育の推進
- 6) 災害危険箇所等の調査、点検

なお、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等にも十分配慮するよう努めるものとする。

第1項 一般住民等に対する防災知識の普及

【計画目標】

1. 一般啓発

(1) 啓発の内容

市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の啓発を促す。

- 1) 災害に関する基礎的な知識、災害発生時に具体的に取るべき行動に関する知識
- 2) おおむね3日分の食糧、飲料水等の備蓄
- 3) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 4) 住宅の補強、防火に関する知識
- 5) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビまたは冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下による事故防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災基本対策に関する知識
- 6) がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が予想される地域、洪水や内水はん濫による浸水想定区域等に関する知識
- 7) 防災気象情報、避難準備、避難勧告、避難指示等の意味合いや重要性
- 8) 避難所、避難路その他避難行動に関する知識
- 9) 避難生活に関する知識
- 10) 応急手当方法等に関する知識
- 11) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 12) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- 13) その他の必要な事項

さらに、市は地域住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) 啓発の方法

- 1) テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- 2) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- 3) 映画、DVD等の利用
- 4) 各種相談窓口の設置
- 5) 防災士を通じた啓発
※防災士－防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。
- 6) 講演会、講習会、防災セミナー等の実施
- 7) 防災訓練の実施
- 8) インターネット(ホームページ)の活用
- 9) 各種防災情報を掲載した各種ハザードマップ等の利用

- 10) 防災行政無線や広報車巡回による普及
- 11) 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

(3) 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川のはん濫、内水はん濫、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険予想区域内の住民に、以下に示す避難者心得を周知しておく。

- 1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び市の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- 2) 停電や断水またはガス供給停止等のライフラインの予期せぬ機能停止に備えて、飲料水や雑用水の事前の確保、温水や携帯食糧の確保、携帯電話充電のための乾電池等の備蓄、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- 3) 避難所、避難路を確認し、家族間での緊急連絡方法について定めておく。
- 4) 隣近所の人と緊急時の連絡方法や避難行動に際しての避難開始時期や避難方法等を定めておく。

2. 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、女性学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3. 学校教育を通じての普及 【資料編*Ⅱ.2.1、資料編*Ⅱ.2.2、資料編*Ⅱ.2.3】

学校教育の中での防災教育は、地域の実情に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって広い地域で甚大な被害が発生したが、このような中でも、日頃の徹底した防災教育により学校の管理下にいた全ての児童・生徒等が生き抜いた地域があったことから、改めて学校における防災教育の重要性が認識された。このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会(防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等)を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした以下のような内容に関する啓発を行う。

- 1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- 2) 職員と児童・生徒等、地域が一体となった防災組織の確立

*資料Ⅱ.2.1「防災教育の時期と場所」

*資料Ⅱ.2.2「防災に関する指導の内容」

*資料Ⅱ.2.3「防災年間指導計画(中学校の例)」

- 3) 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- 4) 防災訓練の実施
- 5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- 6) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- 7) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- 8) 地域毎の連絡網及び児童・生徒等の引き取り体制確立

第2項 職員に対する防災教育

【計画目標】

市及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育を実施する。

1. 教育の方法

以下に示す方法等により防災教育を行う。

- 1) 新任研修
- 2) 職場研修
- 3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- 4) 見学、現地調査等の実施
- 5) 防災活動手引等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、以下の要領で実施する。

ア. 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。

イ. 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- a. 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- b. 各職場の初動時の活動要領の確認

2. 教育の内容

- 1) 災害に関する知識
 - ア. 災害種別毎の特性、災害発生原因についての知識
 - イ. 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ウ. 過去の主な被害事例
- 2) 地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- 3) 初動時の活動要領(職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等)

- 4) 防災知識と応急対策技術
- 5) 防災関係法令の運用
- 6) 被災時の男女のニーズの違いや避難行動要支援者等に関する配慮
- 7) その他の必要な事項

3. 災害対策実施要領(活動マニュアル)の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた応急活動内容を基に初動マニュアルや避難所管理マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

《対象別の防災教育内容例》		
対象	内 容	方法・媒体
防災関係者	a. 災害に関する知識 b. 災害危険区域に関する知識 c. 動員体制及び職員が果たすべき役割 d. 避難誘導方法	a. 研修会・講習会 b. 訓練 c. 防災計画書
市 民	a. 災害に関する知識 b. 災害危険箇所に関する知識 c. 家族の連絡方法 d. 情報収集伝達体制 e. 避難路・避難所等、避難時の知識 f. 初期消火方法	a. 自治会、町内会等における指導、訓練 b. 自主防災組織の育成・強化 c. 防災パンフレット・ビデオ等の広報資料
児童・生徒	a. 災害時の危険に関する知識 b. 火災予防及び初期消火に関する知識 c. 安全な避難所・避難方法等の知識 d. 災害時の安全な行動方法 e. 地域の防災対策と避難計画	a. 授業 b. 避難訓練 c. 映画会・講演会 d. 防災副読本 e. ビデオ・スライド

第3項 漁業者等の防災教育

【計画目標】

1. 漁業者等への指導・啓発

市は、漁業者等に対し避泊港の所在地その他の状況を周知徹底させ、併せて安全運航を指導する。

2. 漁業地域への防災知識の普及

市は、漁業地域の特性を踏まえた災害の防災対策を図るため、水産庁より示された

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考として、漁業地域における防災力の向上に向けた防災知識の普及を図る。

第4項 重要施設管理者等の防災教育

【計画目標】

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

1. 指導の方法

- 1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- 2) 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時における行動力（初期対処力や応急対策能力）を強化する。
- 3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災意識を普及する。
- 4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2. 指導の内容

- 1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- 2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- 3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- 4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- 5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5項 防災に関する調査・研究計画

【計画目標】

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査(パトロール)や研究を行う。

1. 防災パトロールの実施

市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題点を整理する。

2. 対策会議の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を必要に応じ開催する。

3. 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第6項 防災意識調査

【計画目標】

住民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査等による防災意識調査を実施する。

第5節 防災訓練計画

防災訓練計画

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

市及び防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第32条の2等に基づき、地域防災計画や災害応急対策等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関や団体、避難行動要支援者も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施するものとする。

【現況】

本市では、平成20年度に県の防災訓練に併せて総合防災訓練が行なわれたが、以後定期的な防災訓練は行われていない。なお、活動的な自主防災組織においては、津波や水害を想定した避難訓練等が実施されている。

【計画目標】

1. 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震や津波、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

実施にあたっては、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するものとする。また、訓練への女性や若年層の積極的な参画を進める。

なお、総合訓練の計画内容は以下のとおりとする。

1) 実施時期

毎年、防災週間等最も効果のある時期に行う。

2) 訓練の種目

- ア. 動員訓練(消防団の動員、居住者の応援)
- イ. 災害による被害状況の把握
- ウ. 救出、救護訓練
- エ. 給水、炊出し訓練
- オ. 避難、立退訓練(危険区域居住者の避難)
- カ. 防疫訓練
- キ. 通信訓練(電話、無線、伝達)

- ク. 輸送訓練(資材、資機材、人員)
- ケ. 消防訓練(初期消火等)
- コ. 水防訓練
- サ. 観測(水位、雨量等)、樋門等操作訓練
- シ. 工法訓練(各水防工法)
- ス. その他

《 総合防災訓練計画例 》	
実施時期	原則として防災週間
参加機関	市、消防本部、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> a. 気象情報の伝達 b. 災害・被害情報の収集伝達 c. 災害広報活動 d. 関係機関の召集・動員 e. 通信連絡活動 f. 水防工法訓練 g. 救出・救護活動 h. 車両動員 i. 資機材の輸送 j. 給食・給水活動 k. 自衛隊派遣要領

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練の実施について検討する。なお、訓練の実施要領は以下のとおりとする。

- 1) 市及び関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- 2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング(個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上演習等種々考えられる。
- 3) 市は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上演習を実施する。また、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上演習についても取り組みを行う。

(2) 職員動員訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練の実施について検討する。

(3) 非常通信訓練

市及び関係機関は、災害時において有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合を想定して、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練の実施について検討する。なお、東日本大震災の災害教訓から防災行政無線の不通時に情報錯綜や避難時の混乱（パニック）が多く報告されたことなども踏まえつつ、非常通信訓練とあわせた代替方法による災害情報伝達訓練を携帯電話やスマートフォンその他の通信手段を用いて試行するように努める。

(4) 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> a. 消防機械器具操法訓練 b. 機械運用及び放水演習 c. 操縦訓練 d. 通信連絡訓練 e. 非常召集訓練 f. 出動訓練 g. 人命救助訓練 h. 飛び火警戒訓練 i. 破壊消防訓練 j. 林野火災防御訓練 k. 車両火災防御訓練 l. 危険物等特殊火災防御訓練 m. 自衛消防教育訓練 n. 災害応急対策訓練

(5) 水防訓練・演習

市及び水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報等の情報伝達、海面監視、防潮扉等操作、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	a. 観測訓練 b. 通信訓練 c. 動員訓練 d. 輸送訓練 e. 工法訓練 f. 樋門訓練 g. 避難訓練 h. 炊出訓練 i. 救助訓練

(6) 避難救助訓練

- 1) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、行政区や地区町内会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動と複合で、または単独で実施する。
- 2) 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練
防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
- 3) 危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施
地域の実情に応じて、夜間を想定した避難訓練も行う。

実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団 行政区、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	a. 情報連絡訓練 b. 避難所開設訓練 c. 要介護者避難訓練 d. 避難誘導訓練 e. 救出、救護訓練 f. 給食、給水訓練 g. 初期消火、水防訓練

(7) 医療救護訓練

- 1) 災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するよう、実践に即した訓練等の実施について検討する。
- 2) 訓練実施の場合、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護部隊の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を計画する。
- 3) 各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

(8) 学校避難訓練

各学校は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- 1) 災害態様や被害の形態等については、県や市防災アセスメント調査成果を踏まえつつ想定する。また発生時間も登校時、在校時、下校時、休日等と複数を想定するなどし、これに対応する避難訓練（休日においては緊急避難者の受入れ対応も加える）を検討する。
- 2) 想定される被害について、学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- 3) 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- 4) 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

3. 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1) 出火防止訓練
- 2) 初期消火訓練
- 3) 避難訓練
- 4) 応急救護訓練
- 5) 災害図上訓練
- 6) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 応援体制等整備計画

第1項	市町村間等の相互協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	市・県と自衛隊との連携体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 自衛隊
第3項	防災関係機関の連携体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察

【基本方針】

東日本大震災では地域防災計画で想定していた災害の規模をはるかに上回る広域かつ大規模な災害となったため発災時に大混乱が生じ、初動応急体制に大きな課題を残した。

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制が不可欠であることから、国・県等の公共団体、消防機関及び公共機関等各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から応援体制を整備しておくものとする。

第1項 市町村間等の相互協力体制の整備

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.1(1)～(14)】

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するために市町村間や市と民間事業者等との間で応援協定が下記のとおり締結されている。

- 1) 福岡県消防相互応援協定
- 2) 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成14年8月1日締結）
- 3) 京築地域消防相互応援協定（平成19年7月26日締結）
- 4) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）
- 6) 行橋市、豊前市、築上郡、京都郡消防相互応援協定(昭和51年12月1日締結)
- 7) 災害時における応援に関する協定書（平成19年7月6日締結）

*資料Ⅱ.3.1(1)～(14)協定等関連資料 ※本文3),6)を除く

- 8) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 9) 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書(行橋市、建設業者団体)
- 10) 災害時における物資の供給に関する協定書
- 11) 災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書
- 12) 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書
- 13) 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書
- 14) 災害時における放送要請に関する協定書(平成25年6月1日締結)
- 15) 行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書(平成25年11月1日締結)
- 16) 避難所施設使用に関する協定書

【計画目標】

市は、平常時から災害時における市町村間での相互応援や民間事業者等からの協力等に関する協定に基づく応援体制整備を推進する。

第2項 市・県と自衛隊との連携体制の整備

【計画目標】

市、県及び自衛隊は、「航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定(昭和35年6月1日締結)」や、「福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱(平成7年8月設置)」における協議、防災訓練の実施等を通じて、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

【現況】

消防本部では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして、「福岡県消防相互応援協定」等がある。

【計画目標】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び県、防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

1. 関係機関の体制整備

- 1) 市は、食糧、水、生活必需品、医薬品及び所要の資機材等の調達、並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

- 2) 警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平常時から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。
- 3) 消防本部は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2. 応援活動のための体制整備

(1) 支援活動の準備

- 1) 被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。
- 2) 職員は派遣先の被災地において、被災市町村に負担をかけることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段等について、各自での準備を心がける。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

- 1) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格、または技術を要する専門ボランティアの事前登録、並びに活動拠点等の整備を促進する。
- 2) 災害発生時にボランティアの活動を迅速かつ円滑に実施する、日本赤十字社福岡県支部や県及び市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(3) 航空機による相互応援体制

大規模な災害が発生した場合において相互の消防力を最大限に活用し、航空機による相互応援体制についても確立する。

(4) 活動拠点の指定

市は応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備するものとする。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

第1項	防災拠点施設・設備整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項	水防施設・設備整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	災害時臨時ヘリポート整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項	備蓄物資の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課
第5項	被害情報等の収集体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 関係各課

【基本方針】

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備、資機材を有効に使用できるよう点検・整備しておくとともに、資機材の調達方法、調達先についての整備、拡充に努める。

- 1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設・設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- 3) 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- 4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- 5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

第1項 防災拠点施設・設備整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.2】

本市において防災の中枢を担う機関は、市役所や消防署、警察署、さらには県の防災機関などであるが、これらの庁舎の多くは浸水想定区域内や液状化危険度の高い土地に立地しており、発災時にはその機能の維持や代替施設の確保、消防署の新設等が特に重要となる。

【計画目標】

1. 防災中枢機能等の確保・充実

*資料Ⅱ.3.2「行橋市内の防災関係機関一覧表」

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実や災害に対する安全性の確保、さらには総合的な防災機能を有する代替施設・拠点の整備に努める。その際、浸水時の災害対策本部からの移動手手段の確保や停電対策、通信手段の多重性確保並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に配慮するものとする。

特に、東日本大震災の災害教訓として長時間にわたる停電が発生し、防災施設の迅速な応急対策機能に大きな障害をきたしたことも踏まえ、災害時でも最大限の機能維持が図れるような無停電電源施設の整備や、太陽光発電等の再生可能エネルギーなど災害に強いエネルギーについて、積極的に導入を図っていくものとする。

2. 地域における防災拠点施設の整備

災害時に各地域の災害対策活動の拠点となり得る施設についても、防災拠点としての整備に努める。その際、施設の耐火・耐震（津波）対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えることを考慮する。

3. 組織体制（初動体制）の確立

- 1) 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平常時から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

4. 職員の役割

各機関・部署の必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練により、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

第2項 水防施設・設備整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.3】

本市の水防倉庫としては、京築県土整備事務所行橋支所に1箇所、また各校区（市役所及び消防分団格納庫）に9箇所整備されている。これらの水防倉庫には資料編に示す水防資機材が準備されているが、必ずしも万全な状態であるとは言い難いのが実情である。

【計画目標】

速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。

*資料Ⅱ.3.3「行橋市の水防資機材一覧表」

- 1) 整備目標期間を設定して、現有の水防資機材の整備または拡充を図る。
- 2) 災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。ただし、整備に際しては河川の浸水想定範囲や災害危険区域は避ける形で検討する。
- 3) 毎年、資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- 4) 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防活動に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- 5) 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や保管場所を検討しておく。

第3項 災害時臨時ヘリポート整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.4】

災害時に使用する臨時ヘリポートとして指定されているのは下表に示す14箇所である。大半が学校のグラウンドが指定されており、かつほぼ全市域をカバーするようになっているので問題は少ないと考えられるが、行橋校区や今元校区など市中心部で指定されている臨時ヘリポートは洪水時に浸水してしまう可能性があるため注意が必要である。

【計画目標】

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

No.	名 称	所 在 地	幅×長さ(m)	管理者
1	中山グラウンド	行橋市大橋2-11-1	110×110	行橋市教育委員会
2	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋2-5-1	91×88	行橋市教育委員会
3	養島小学校グラウンド	行橋市大字養島841-1	80×80	行橋市教育委員会
4	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井896-1	100×80	行橋市教育委員会
5	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童3104	80×70	行橋市教育委員会
6	泉中学校グラウンド	行橋市西泉5-7-1	100×140	行橋市教育委員会
7	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山857	80×80	行橋市教育委員会
8	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田545	70×120	行橋市教育委員会
9	長峡中学校グラウンド	行橋市大字延永6	100×100	行橋市教育委員会
10	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾530	70×70	行橋市教育委員会
11	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久3759	253×117	行橋市教育委員会
12	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚584	120×106	社会福祉法人みやこ老人ホーム
13	新田原グラウンド	行橋市大字稲童852	127×148	行橋市教育委員会
14	新行橋病院	行橋市道場寺1411	15×15	社会医療法人財団池友会

*資料Ⅱ.3.4「行橋市内の災害時臨時ヘリポート位置図」

1. 臨時ヘリポートの選定基準 【資料編*Ⅱ.3.5】

臨時ヘリポートとして、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の基準に留意して選定する。

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）であること。
- 2) 地面斜度3度以内とし、できる限り開けた空間面を確保できること。
- 3) おおむね100m以上×150m以上の地積は無障害地帯であること。
- 4) 風向・風速が著しく変化するような特殊な地形上にないこと。
- 5) 車両等の進入路があること。
- 6) 障害物境界線より上に障害物がないこと（特に航空機からは視認しがたい高圧線や常置索道線等が近接していないこと）。
- 7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。
- 8) 医療施設を考慮した搬送体制が整備確立されている場所であること。

2. 臨時ヘリポートの表示

- 1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- 2) 旗（吹き流し）または発煙筒等で風の方向や風力の程度を表示する。

3. 危険防止上の留意事項

- 1) ヘリコプターの離着陸は、ローターの高回転や吹き下ろしの風圧等による危険を伴うため、ヘリコプター誘導員はもとより警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入と接近を規制する。
- 2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。また、用地に近接する特に注意すべき障害物件には、航空法で定められた赤色障害灯等の衝突防止措置を臨時にとる。
- 4) 航空機を中心として、半径20m以内や燃料補給エリア周辺は火気厳禁とする。

4. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- 1) ヘリポート番号
- 2) 所在地及び名称
- 3) 施設等の管理者及び電話番号
- 4) 発着場面積

*資料Ⅱ.3.5「臨時ヘリポートの設置の目安」

- 5) 付近の障害物（航空法上の障害物件）等の状況
- 6) 離着陸可能な機種

5. 臨時ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、ヘリコプターの計画進入面に障害物（物件）があらたに構築されていないかなど、常に使用できるよう留意する。

第4項 備蓄物資の整備

【計画目標】

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む）を整備するものとする。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、市町村、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定めるものとする。

なお、詳細は本編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第5項 被害情報等の収集体制の整備

【計画目標】

市は、被害情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

災害救助法等運用体制整備計画

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

大規模災害の場合は通常災害救助法が適用されるが、市の担当者はその運用に際し災害応急対応時に混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法の適用条件や同法律の内容等に習熟するとともに、同法律に関する市独自の運用マニュアルを整備しておくものとする。

【計画目標】

1. 災害救助法の運用習熟計画

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

市の担当者は、災害発生時の災害救助法に基づいた各業務について、これらを円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県の行う災害救助法実務研修会や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておくものとする。また、市防災担当者は庁内会議や研修会を通じて習熟した内容について市職員へ水平展開し、市職員の災害救助法に関する知識の向上に努めるものとする。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」(災害救助実務研究会)、福岡県災害救助法施行細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にして、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第4節 気象等観測体制整備計画

気象等観測体制整備計画

- 総務課防災危機管理室 土木課
 農林水産課 消防本部

【基本方針】

本市で想定される災害は、浸水害や土砂災害が最も危険性の高いものとして考えられる。これらの災害は台風や集中豪雨等によって引き起こされるもので、その意味では降水量や河川水位あるいは潮位のデータが非常に重要となる。

そのため市は気象に関する自然災害防止を図るため、福岡管区気象台及び県が発する予報・警報等を的確に把握・伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努めるものとする。

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.6】

行橋市内には、下表に示す雨量・水位観測所が整備されている。がけ崩れや土石流などの土砂災害発生に危険性を判断する上で重要なデータになる雨量計は、最低でも半径5km以内、できれば2km以内に1箇所設置するのが望ましいとされているが、行橋市では半径5kmで全体をカバーする形で県により整備されている。なお、県で整備されている雨量観測所や水位データは県のホームページで公表されており、リアルタイムで閲覧することが可能になっている。

一方、気象台で整備されている雨量計や県の水位計データのうち、テレメーター化されていないものはリアルタイムでのデータ入手は困難である。

【雨量観測所】		《行橋市内の雨量・水位観測所一覧表》				
No.	水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	備考
1	今川	その他	行橋	福岡管区気象台	行橋市西泉	テレメーター
2	今川	今川	行橋支部局	県消防防災安全課	行橋市中央1-2-1(総合庁舎)	テレメーター
3	長峡川	小波瀬川	福丸	県砂防課	行橋市福丸231-1地先	テレメーター
4	長峡川	長峡川	上稗田橋	県砂防課	行橋市上稗田678地先	テレメーター
5	—	—	行橋駅	J R	行橋市西宮市2-1-1	
6	—	—	新田原駅	J R	行橋市道場寺1589	

【水位観測所】						
No.	水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	備考
1	今川	今川	豊国橋	京築県土整備事務所	行橋市中央	テレメーター
2	長峡川	長峡川	長音寺橋	京築県土整備事務所	行橋市上津熊古川63(長音寺橋地点)	テレメーター
3	長峡川	小波瀬川	木ノ元橋	京築県土整備事務所	京都郡苅田町上片島字上袋尻(木ノ元橋地点)	テレメーター
4	長峡川	長峡川	上稗田橋	京築県土整備事務所	行橋市上稗田川向82-1(上稗田橋地点)	テレメーター
5	祓川	祓川	中須橋	京築県土整備事務所	行橋市今井	個人
6	祓川	祓川	辻垣橋	京築県土整備事務所	行橋市辻垣	テレメーター

出典：H27福岡県水防計画書

*資料Ⅱ.3.6「雨量・水位観測所位置図」

【計画目標】

- 1) 市は、市全域あるいは河川はん濫、土砂災害等の危険性が高い危険地区での水位・雨量観測所等の整備充実を検討する。
- 2) 通常的气象情報をはじめ、県や地方気象台が発令する土砂災害警戒情報等の予報・警報等を的確に収集・伝達するための組織体制や、避難計画に活用するための組織体制の整備充実を努めるものとする。
- 3) 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、がけ崩れ危険箇所や土石流危険箇所付近の住民の避難が円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等の整備を検討する。
- 4) 災害発生危険予知や適切な避難指示・勧告発令等ができるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請し、リアルタイムでのデータ監視体制を構築する。

第5節 情報通信施設等整備計画

第1項	無線通信施設等の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	災害時優先扱いの電話整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第3項	各種防災情報通信システムの整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 情報政策課

【基本方針】

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を推進する。

第1項 無線通信施設等の整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.7、資料編*Ⅱ.3.8】

本市における災害時の情報伝達システムとしては、下表及び資料編に示すとおり、平成26年度現在で123箇所(親局2局、屋外拡声子局108局、可搬型13局)に防災行政無線が整備されている。これらの防災行政無線は市全域をカバーするように計画されているが、これらのうちには浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置しているものもあり、災害時の防護や機能維持等に留意しておく必要がある。

校 区	防災行政無線数			小計
	親局	拡声子局	子局可搬型	
行橋	2	6	1	9
行橋南		4	1	5
行橋北		4	1	5
養島		3	1	4
今元		11	1	12
仲津		20	1	21
泉		18	1	19
今川		10	1	11
稗田		10	1	11
延永		12	1	13
椿市		10	3	13
計	2	108	13	123

資料Ⅱ.3.7「行橋市の防災行政無線一覧表」
資料Ⅱ.3.8「行橋市の防災行政無線位置図」

また、屋外スピーカー型の防災行政無線は豪雨時に聞き取りにくい、戸別の連絡が困難等の問題を有しているため、その他の通信システムも「緊急時における情報連絡ルートの複線化」という観点からも整備を進めていく必要がある。

【計画目標】

1. 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は基本的に下表に示すようなものが考えられるが、各々の伝達手法には特徴があるため、市は機器整備に際してはそれらの通信特性等を十分に踏まえつつ整備を推進していくものとする。

《災害時に使用する主な通信手段と特徴》	
種 類	特 徴
防災行政無線（地上系）	(1) 停電時は非常電源で機能する。 (2) 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	(1) 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
M C A 無線 （ふくおかコミュニティ無線）	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 使用エリアが比較的広い範囲である。 (3) 使用不能（輻輳等）になりにくい。
N T T 加入電話（一般）	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には交換機が停止しなければ使用可。
I P 電話	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には使用不可。
携帯電話（一般）	(1) 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） (2) 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星携帯電話	(1) 一般的に輻輳しにくい。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 (3) 山陰等の地形障害を受けやすい。
（災害時有線電話） N T T 加入電話 携帯電話	(1) 回線輻輳時の発信が優先的になされる。

2. 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する緊急情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備であるが、今後下記によりその整備等を推進する。

- 1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等の運用体制の確立を図る。
- 2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、戸別系設備の整備を検討する。
- 3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。
- 4) 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- 5) 避難所(小・中学校)等への半固定型無線機の設置を検討する。
- 6) 防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの充実を図る。
- 7) 各防災行政無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- 8) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- 9) バッテリーの充電不足や停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。

3. 消防無線

消防・救急無線とは、消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を図っていくものとする。

- 1) 県内各消防本部と相互に通信することができる共通波の整備、充実を図る。
- 2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、車載無線の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- 3) 消防無線のデジタル化への移行を早期に行うとともに、データ伝送等システムの充実を図る。また、消防団への通信手段の充実を図る。

第2項 災害時優先扱いの電話整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.9】

本市の庁舎内には、災害時の回線輻輳時に通話規制がなされても優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」として、資料編に示す回線が西日本電信電話(株)に登録してある。なお、災害時優先電話の使用については、西日本電信電話(株)へ依頼する必要がある。

【計画目標】

- 1) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が有線通信設備をさらに有効に活用できるよう、電話網運営体制の整備を進める。また、庁内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。
- 2) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備・推進する。
- 3) 災害発生時の回線輻輳を考慮して、災害時優先扱い指定を受けた携帯電話の整備を進める。

- 4) 災害対策本部の初動時における対応を確実にするため、本部長、副本部長、班長等の対策指揮者に対して、災害時優先扱いの指定を受けた携帯電話を災害対応用専属通信機器として配備する等の運用面での検討を進める。

第3項 各種防災情報通信システムの整備計画

【計画目標】

災害時の電話回線輻輳時の連絡途絶(特に地震時)や、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を考慮して、各種防災システムの整備、拡充に努める。

1. 衛星電話や移動無線等の整備

- (1) 災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の整備

災害時の通常電話回線の輻輳時の連絡途絶を防止するため、災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の整備、及び災害対策基幹職員等への貸与について検討する。

- (2) 衛星携帯電話やMCA無線(移動無線)等の貸し出しシステムの活用

県や九州総合通信局により整備が進められている携帯電話、衛星携帯電話、MCA無線(移動無線)等の貸し出しシステムの活用を図る。

- (3) 防災相互通信用無線の整備

市は、災害時に相互に通信することが出来る防災相互通信用無線の重要性を認識し、その活用について検討する。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して整備推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

《 防災相互通信用無線 》

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関、指定公共機関(地方機関を含む。)、地方公共団体及び地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体)が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会または地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

- (4) 多様な情報メディアの活用方策の検討

地域のメディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

2. 防災情報処理システム等の整備

情報の収集・連絡体制を組むにあつては、災害に対応する各組織間で重複や漏れが

生じたり、特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないように措置することが基本となるため、地理情報システム（GIS）をベースとした防災情報の一元化に資するデータ処理等の効率化を推進する。

（１）災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のような項目をデータベース化し、一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

- 1) 被害状況（発生箇所、内容等）
- 2) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
- 3) 被災証明情報（建物被災程度等）
- 4) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

（２）福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（ふくおかハイパーネット）の福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるようその活用を図る。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、市及び県、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

第6節 広報・広聴整備計画

第1項	被災者への的確な情報伝達体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	避難行動要支援者等への 情報提供体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課

【基本方針】

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

【現況】

本市における災害広報は主として市報やホームページ等で行われているほか、消防本部により電子メールを活用した火災や警報等の災害情報が配信されている。また、全住民に対して、市の防災マップが配布されている。

その他、県のシステムとして、災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」や「土砂災害危険箇所マップ」、「山地災害危険箇所マップ」等がホームページで公開されている。

ただし、これらは平常時における情報提供が中心になっており、発災時の情報伝達に関しては情報伝達体制の整備及び拡充に向けた対応を強化していく必要がある。

【計画目標】

1. 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区(各災害危険地域)の把握
- 2) 地区住民(特に避難行動要支援者)の把握
- 3) 災害対策本部における広報体制の一元化
- 4) 広報・広聴担当者の熟練
- 5) 広報内容・文案等の事前作成
- 6) 広報優先順位の検討
- 7) 伝達ルート決定及び多ルート化

2. 住民への広報、広聴体制整備

災害時に、住民に対して被害状況や避難行動、避難生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

- 1) 住民への情報伝達手段として防災行政無線等のより一層の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信も含め、多様な手段の整備に努める。
- 2) 避難勧告等の情報を住民等へ伝達できるよう、「福岡県災害緊急情報自動配信システム」を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- 3) 情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネットといった新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達方法・内容等についての検討を進める。
- 4) 防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等の活用による伝達手段を住民に周知するよう努める。
- 5) 市、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制や施設・設備の整備を図るものとする。
- 6) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じ被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 7) 市は自主防災組織や自治会と連携し、住民へわかりやすい情報提供について体制を構築し、確立するよう努める。

第2項 避難行動要支援者等への情報提供体制の整備

【計画目標】

1. 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

市は市社会福祉協議会や各地区の民生委員・児童委員等と連携し、聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者あるいはボランティア組織をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

2. 避難行動要支援者への広報体制の整備

災害時は、避難行動要支援者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、ファクシミリや外国語による放送の活用など避難行動要支援者や外国人を考慮した広報体制の整備について検討する。

3. 避難行動要支援者支援計画の個別計画に向けた整備

市は「行橋市避難行動要支援者支援計画」等に基づき、平常時から避難行動要支援者台帳等をあらかじめ作成しておき、災害のおそれがある場合等において早期かつ迅速な避難が図れるよう具体的な体制等の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

第1項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第2項 危険物施設等災害予防計画	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 警察

第1項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備

【基本方針】

市は、余震・降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進するものとする。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

【計画目標】

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、余震・降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住または近隣市町に在住する専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員OBなど)の登録等を推進するものとする。

2. 資機材の備蓄・活用

災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

第2項 危険物施設等災害予防計画

【基本方針】

消防本部は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。これらの危険物施設に対しては、次の方針により警察等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 1) 関係法令の遵守
- 2) 消防法に基づく保安監督の強化
- 3) 保安体制の確立及び教育の徹底

- 4) 車両火災の予防
- 5) 危険物施設における自主防災組織の育成

【現況】

本市における危険物、高圧ガス施設については、特に大規模な危険物を有する事業所はない。本市には142箇所の危険物施設があるが、そのうちの2/3は貯蔵所で、残りが取扱所となっている。貯蔵所の種別としては、屋外及び地下のタンク貯蔵所が60箇所と最も多くなっている。これらの危険物施設では、消防法の規制にしたがっての監督・自主保安体制がとられている。

危険物施設	製造所	貯蔵所								取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
数量	0	23	20	2	40	0	7	1	93	17	0	32	49	142

(資料；H24 福岡県消防年報)

【計画目標】

1. 消防法上の危険物

県防災危機管理局（防災企画課）、市消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下、「危険物施設」という）の関係者は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

1) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

2) 危険物施設の関係者に対し、施設の堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導・助言を行う。

(3) その他の対策

1) 規制

ア. 危険物施設について設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。

イ. 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。

ウ. 危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

エ. 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。

オ. 基準に適合しない施設、または無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等に対し必要な措置を講ずる。

2) 保安意識の高揚

ア. 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

イ. 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。

ウ. 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を適宜実施する。

3) 保安指導

ア. 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。

イ. 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。

ウ. 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、警察等の関係機関と連携して取締りを実施する。

2. 高圧ガス

県及び九州経済産業局、高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性の強化を図り、安全対策を推進する。

3) 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2) 防災体制等の整備強化

1) 高圧ガス貯蔵施設等の堅牢性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

2) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

3) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、県、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制、指導

- ア. 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や、従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。
 - イ. 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらにソフト面に関する保安確保の指導を実施する。
 - ウ. 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、安全の確保を図る。
 - エ. 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、警察等の関係機関と連携して随時取締りを行う。
- 2) 保安意識の高揚
- ア. 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
 - イ. 関係事業所の保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を適宜実施する。
 - ウ. 危害物災害予防週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の危害物災害予防意識の啓発を図る。
- 3) 自主保安体制の確立
- 高圧ガス関係事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。また、高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

3. 火薬類

県及び九州経済産業局、警察、火薬類事業者等は、火薬類による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 防災体制等の整備強化

- 1) 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。
- 2) 災害に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、県、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他の対策

1) 規制

ア. 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等の基準への適合について指導・監督する。

イ. 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

2) 保安意識の高揚

ア. 火薬類取締法の内容について周知徹底する。

イ. 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技師免許取得者等に対しての講習会を通じての保安意識の高揚を図る。

ウ. 災害予防週間を通じて、ポスターの配布等による予防意識の啓発を図る。

3) 保安指導

ア. 火薬類の製造所及び火薬庫等に対する保安検査、並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施する。

イ. 火薬類の取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対しての指導と関係法令の周知徹底を図る。

ウ. 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業の指導を行う。

4) 自主保安体制の確立

ア. 火薬類取扱事業者に対する保安教育と自主検査の徹底を図る。

イ. 事故発生時の緊急出動連絡体制を整備する。

4. 毒物・劇物

県は、地震等の災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。また、市及び関係機関はこれに協力する。

1) 規制

ア. 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対する施設等の登録基準への適合

イ. 営業者等に対し立入検査、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備指導

ウ. 毒劇物の漏出等により、住民の生命及び保健衛生に危害を生じるおそれがあるときの災害防止のため応急措置

2) 保安意識の高揚

ア. 毒物及び劇物取締法の周知徹底

イ. 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底

3) 保安指導

ア. シアン化合物、酸類等の大量使用に対する重点的な指導

イ. 教育施設、研究所等の実験室、検査用毒劇物についての保管場所、漏洩による危険防止の指導

4) 自主保安体制の確立

ア. タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立

イ. 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導

第8節 避難体制等整備計画

第1項 避難誘導体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第2項 避難所・避難路等の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 九州電力(株)
第3項 学校・病院等における避難計画	<input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

市は、関係機関と連携して災害から人命及び身体の安全を確保するため、安全で的確な避難行動・活動が行えるよう、避難所や避難場所(公園・空地等のオープンスペース)、避難路等の選定を行うとともに、避難所(教育施設、校区公民館等の建築物)等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難所の選定にあたっては、市は土砂災害や河川のはん濫等の災害に対する安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定するが、原則としては校区単位で、教育施設及び校区公民館を避難所として選定することとする。ただし、その収容可能人員や安全性等に問題がある場合には、想定される災害の状況や地域の実情に応じた広域避難(圏外避難)についても考慮する。

なお、災害から住民の生命等を守る避難所の選定に際して、以下の条件に留意する。

- 1) 避難の動機となった一次災害に対して安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害や、その他の災害に対しても安全であること。
- 2) 高齢者や子ども等の避難行動要支援者*の避難を考慮して、避難所はなるべく居住地の近辺にあること。
- 3) 避難所への通路となる避難路も安全性が確保されているとともに、非常時でも容易に避難所に到達できること。

※高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の、防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」とよび、このうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」という。

第1項 避難誘導体制の整備計画

【現 況】

本市の避難体制計画においては、避難所及びその担当者は決められているが、誘導体制に関する計画やマニュアル等は整備の途上である。

【計画目標】

市は、第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難計画の作成にあたっては、避難の長期化についても考慮するものとする。

- 1) 避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者避難)等を行う基準、伝達方法
- 2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- 3) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4) 避難所への経路及び誘導方法
- 5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- 6) 住民の避難誘導に携わる関係機関、関係部署との連携方法

2. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者避難)情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」*1を指針として、県、气象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備を進める。

3. 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 避難支援計画(避難支援プラン)の策定

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」*2(平成25年8月)や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」*3等を参考とし、行橋市避難行動要支援者支援計画を踏まえた避難支援計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

民生委員・児童委員や自主防災組織(自治会)をはじめとする地域住民の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等を行い、避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。

(3) 避難準備情報の伝達体制整備

近年の災害の大規模化や市民の高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間

*1 : http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/12/pdf/siryos3_2.pdf

*2 : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>

*3 : http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manual/yoengosha_manual11.pdf

を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達体制整備に努める。

(4) 視聴覚障がい者への配慮

視聴覚障がい者は、健常者にくらべて避難の情報を自身で正確に得られないため、市は特に視聴覚障がい者の避難に対し十分な配慮をした避難支援を行う。

(5) 無理な夜間避難の回避

夜間避難は避難経路の安全性が確認しにくいだけでなく、避難者の視界も妨げられるため災害の態様も正確に把握しにくい。このため、台風や集中豪雨等の降雨の推移状況から今後災害の発生のおそれが高まると予想される場合においては、市は事前にその旨を避難が必要とされる地域住民に対して避難準備情報として伝達する等して、日中の早めの避難を促すように努める。

(6) 垂直移動による避難（垂直避難）

災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難する。

(例) 水害の場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難する、また、地震や火災の際に高層ビルの上階から地表に下りたりすること等。

第2項 避難所・避難路等の整備計画

【現 況】

本市においては、校区単位で小・中学校や校区公民館、福祉センターなどの施設が避難所として指定されている。これらの施設に関しては、市や消防本部のホームページ、あるいは県ホームページの避難支援マップ*1等で公表されているほか、防災マップや市報でも周知が図られている。なお、避難路については選定されていない。

【計画目標】

市は、河川はん濫に伴う浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の危険な地区に係る住民全員が避難することができる安全な避難所、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

1. 避難所の選定及び設備整備計画

(1) 避難所の選定

- 1) 避難所は、原則として小学校区単位で選定する。
- 2) 避難所候補地の選定に際しては、校区内の校区公民館、小・中学校等の公的施設を基本とする。ただし、長峡川や今川、祓川等の主要河川を横断する形とならないよう避難所と主要避難経路の選定に配慮する。
- 3) 候補地の避難所が浸水害や土砂災害等の想定危険区域内にある場合あるいは避難すべき地区と指定避難所が距離的に見て遠方にあり、避難行動について制約が大きい

*1 : <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/shienmap/index.html>

場合には、隣接地区の小・中学校や校区公民館等の公共施設を選定する。

- 4) 小・中学校等の学校施設を避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する(地震時には校庭も必要に応じ使用)こととするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎の2階以上を使用する。また、収容可能人員が大幅に不足するような場合で、浸水深が床下程度と想定される場合には、体育館や1階を含めた校舎も必要に応じ使用することとする。
- 5) 一人あたりの避難所面積は、原則として3m²/人以上とし、この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、隣接地区の小・中学校や公立高校等を補助避難所として別途選定する。
- 6) 本市における避難所の使用区分は、以下の考え方に基づく5区分を基本とする。

《避難所の基本的な区分》	
区 分	摘 要
一次避難所	発災前後より短期(1日~数日程度)の避難を想定する避難所。
二次避難所	中長期(1週間以上)の避難を想定する避難所。あるいは多数の避難人員が発生、想定される場合に使用する避難所。
補助避難所	一次・二次避難所のみでは収容人員が大幅に不足する場合に使用する避難所。
緊急避難所	洪水や津波など、切迫した災害の危険から逃れるための、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした避難所。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人及び要支援者に配慮した施設等の設置がなされた避難所。

- 7) 一次・二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移動を原則とするが、民間事業者等との車両提供に関する協定締結などにより、集団移動に用いる車両の確保を図っておく。
 - 8) 避難所は災害に対して安全であることを原則とするが、災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等については、避難所の新設や改良(鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更、バリアフリー化等)、災害防止対策工の実施等について検討する。
- (2) 避難所の設備整備
- 1) 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していくものとする。また、避難行動要支援者に配慮した施設等の整備に努め、避難者のプライバシー確保を目的とした空間パーティション機能やバリアフリー施設機能の付与について、施設改修整備時に改善策を検討する。なお、不足設備等の緊急調達法や保管場所について事前に検討しておく。
 - 2) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー誘導舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。
 - 3) 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設(ヘリコプターの発着場等)の整備に

努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

4) 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため次の措置を講ずる。

ア. 避難地内または周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

イ. 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。

ウ. 民間給水施設（井戸）等の利用について検討を行う。

5) 応急救護所等

避難所や避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、避難所や避難場所内部の整地、公用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

6) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある避難所（避難場所）について進入方法の制限、進入口の拡幅、増設を検討する。

7) 災害対策本部と避難所との連絡を確保するため、衛星電話回線、防災行政無線、インターネットパソコン等の通信施設の整備を検討する。

(3) 避難所の管理・運営体制整備

1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。また、避難所への配置支援者には外国人や聴覚障がい者等の要配慮者対策として手話通訳者等の配置についても留意しておく。

2) 避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。その際には女性や要配慮者のプライバシー確保や防犯体制の整備に留意しておく。

3) 避難所となる小学校体育館や他の避難所（避難所候補も含む）に対しては、最新の地震被害想定結果等も踏まえつつ、施設の耐震性強化並びに大規模な災害に備えた無停電電源施設や非常電話等の追加整備について検討し、施設の安全性向上に向けた整備計画を検討していくものとする。

2. 避難路の整備計画

(1) 避難路の選定

避難所へ避難するための避難路について、下記項目を参考に検討する。

1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。

2) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。

3) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

4) 沿道に耐火建築物がなるべく多いこと。

5) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。

6) 自動車の交通量が比較的少ないこと。

7) 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。

8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

- 9) 適当な道路幅員を有し、かつ幹線道路または避難所に連絡する市道について、応急対策活動を阻害しない、安全な避難路としての整備を進める。【資料編*Ⅱ.3.10】
- 10) 避難所までの経路が避難者にわかりやすいように、ランドマークや誘導灯あるいは十分な照度をもつ夜間照明灯等が経路上に整備されていること。

(2) 避難路の整備

- 1) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、誘導標識や誘導灯、誘導柵等を設けその維持に努める。
- 2) 避難路上の障害物件を除去する。
- 3) 地区避難路が単一で、かつ迂回路が選定できない地域に対しては、市は国や県道路管理者等とも調整しつつ、迂回避難路としての新規道路の整備などを検討する。

(3) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難所への誘導及び避難路の安全確保を図るものとする。

1) 火災に対する安全性の強化

必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設の配備について調査・検討する。

2) 主要道路における設備等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備の整備について調査・検討する。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ. 電力施設

避難路の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう九州電力（株）に要請する。

a. 設備強化

- ① 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ② 電線の接触による短練断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ③ 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

3. 避難所・避難路等の住民への周知

市は、避難所（避難場所）・避難路等について平常時から以下の方法で周知・徹底を

図る。

- 1) 市の広報誌紙、インターネットによる周知
- 2) 案内板等の設置による周知
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難所案内図
 - ウ. 避難所表示板
- 3) 防災訓練による周知
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 5) 避難計画に基づく避難地図(防災マップ等)の作成及び情報更新、配布による周知
- 6) 自治会や自主防災組織等を通じた周知

第3項 学校・病院等における避難計画

【計画目標】

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を記載するなどして、避難対策の万全を図るものとする。

1. 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、児童生徒等の身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した避難マニュアルをあらかじめ作成する等して適切な避難対策を図る。

- 1) 各学校で想定される災害態様、災害発生時別の基本行動指針（屋内・屋外授業時、登下校時、校外授業時、土日・夜間休日時等別に基本方針を定める）
- 2) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 3) 避難所の選定、避難収容施設の確保
- 4) 避難誘導の要領
 - ア. 避難者の優先順位
 - イ. 避難所・避難路及びその指示伝達方法
 - ウ. 避難者の確認方法
 - エ. 避難行動のとり方
- 5) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- 6) 防災情報の入手方法
- 7) 市への連絡方法

2. 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性を考慮するとともに、避難対象者の活動能力についても十分配慮し、次の事項に留意して施設等の実態に即した適切な避難

体制を確立する。

- 1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 2) 避難所の選定、収容施設の確保
- 3) 避難誘導の要領
 - ア. 避難者の優先順位
 - イ. 避難所(他の社会福祉施設含む)及び避難路の設定並びに収容方法(自動車の活用による搬出等)及びその指示伝達方法
 - ウ. 避難者の確認方法
- 4) 家族等への連絡方法
- 5) 防災情報の入手方法
- 6) 市への連絡方法

3. 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健・衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

4. 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の責任者または管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、避難路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

第9節 交通・輸送体制整備計画

第1項 緊急通行車両の事前届出	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課
第2項 緊急輸送体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 土木課

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、災害時に被災者の避難や救助・救急、医療、消火並びに応急対策用資機材、救助物資等の輸送に必要な緊急輸送体制（車両や輸送施設、輸送路等）の整備を平常時より進めておく。

第1項 緊急通行車両の事前届出

【現況】

市では、緊急通行車両としての事前届け出は行っていない。

【計画目標】【資料編*Ⅱ.3.11】

市は、県公安委員会に対し、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、市及び関係機関から緊急通行車両の事前届出をしておくこととする。なお、緊急通行車両の確認申請を受けた県または県公安委員会は、事前届出車両については確認に係る審査を省略し、別記様式第4の証明書及び別記様式第3の標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の(1)、(2)の事項のいずれにも該当する車両とする。

*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1～4)」

《事前届け出の対象となる災害時の緊急通行車両》

(1) 災害時において基本法第 50 条第 1 項に規定する以下の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- b. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童・生徒等の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生への防御、または拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

2. 事前届出の申請

(1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者(代行者を含む)。

(2) 申請先

申請に係る車両の使用本拠地を管轄する警察署または県警察本部交通規制課を經由して県公安委員会に申請を行う。

3. 申請書類

- 1) 緊急通行車両事前届出書 2 通
- 2) 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1 通
- 3) 自動車検査証の写し 1 通

4. 事前届出済証の保管及び車両変更申請

市及び関係各機関は、事前届出済証を適正に保管し、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合においては速やかに事前届出済証の返還または変更申請を行うものとする。

第2項 緊急輸送体制の整備計画

【現 況】

本市では、運送会社や建設会社等との緊急時の輸送あるいは道路啓開等に関する協定等は締結されていない。また、市内を走る災害時の緊急輸送路は下記の9路線が指定されている。

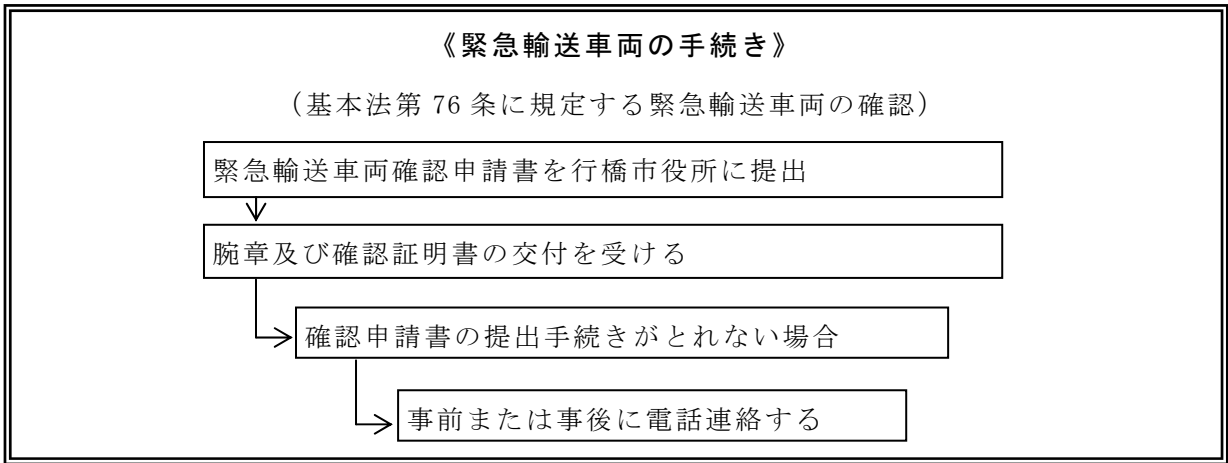
区 分	路 線 名	市内延長(km)	備 考
高速道路	東九州自動車道	7.1	平成26年度開通予定
国 道	国道10号	7.57	
	国道201号	5.65*	*延伸中のバイパス区 間を除く
	国道496号	7.895	
	椎田道路	1.85	
主要地方道	直方行橋線	11.825	
	行橋添田線	4.327	
	椎田勝山線	4.994	
	苅田採銅所線	3.601	
	門司行橋線	10.691	

(資料：行橋市都市計画マスタープラン に加筆)

【計画目標】

1. 輸送車両等の確保

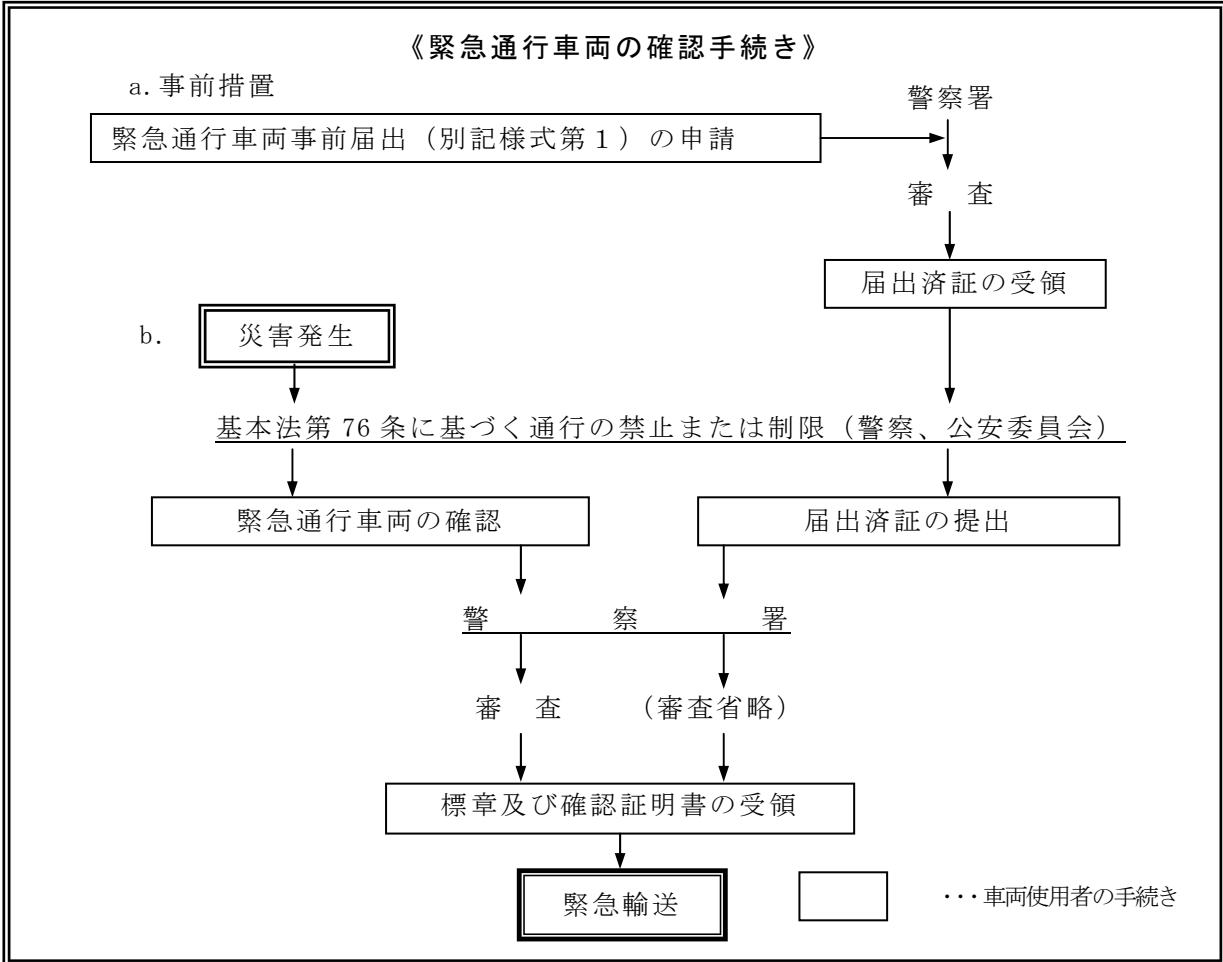
市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても輸送を考慮した協定締結に努める。



《災害時における交通の禁止及び制限》

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接しもしくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。

【資料編*Ⅱ.3.11】



*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1~4)」

2. 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握しておくとともに、その整備に努める。なお、市は輸送施設・輸送拠点の整備に際し、平常時から道路、鉄道、空港・港湾の各施設管理者等の担当部局と緊密な連絡及び調整体制を確立しておき、災害に強い輸送ネットワーク網の確立に努める。また、輸送施設・輸送拠点整備に際しては、災害時臨時ヘリポート整備計画とも整合性をもたせた検討を進めるものとする。

3. 緊急輸送路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努めるものとする。

第10節 医療救護体制整備計画

第1項 医療救護体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第2項 傷病者搬送体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項 普及啓発・研修訓練計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会

【基本方針】

大規模な災害発生時には、局地的または広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1項 医療救護体制の整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.12】

本市には、資料編に示す多くの医療施設があるが、このうち多くの病床を有する病院は6箇所である。また、新行橋病院及び小波瀬病院が、県の「災害拠点病院」に指定されている。その他、本市に近い北九州市に地域災害医療センターがある。

区分	医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構九州医療センター	700	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
地域災害拠点病院	京築	新行橋病院	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
地域災害拠点病院	京築	小波瀬病院	266	京都郡苅田町大字新津 1598	0930-24-5211
地域災害拠点病院	北九州	北九州総合病院	360	北九州市小倉南区湯川 5-10-10	093-921-0560

【計画目標】

1. 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市及び医療機関は、災害発生時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段を確保するとともに、その多様化に努めるものとする。また、

医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの有効利用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受け入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ確かな収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの「広域災害・救急医療情報システム」*1の有効利用を図る。

2. 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

3. 救急病院・診療所の整備

(1) 医療機関の災害対策

現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、厚生労働省作成のモデルマニュアル(病院防災マニュアル)及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考に病院防災マニュアルを策定し、これに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備の促進を図るものとする。また、市はこれらの対策実施について指導・助言等を行う。

(2) 臨時ヘリポートの整備

市は、救急病院・診療所の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、その整備促進を図る。

4. 医療救護用資機材・医薬品等の整備・備蓄

(1) 医療救護用資機材の整備

市及び消防本部、関係機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両や、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医薬品等の備蓄

市及び関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

5. 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、蒸留水、電力、ガス等の安定的

*資料Ⅱ.3.12「医療施設一覧表」

*1: <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenu1t.asp>

供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくものとする。また、市はその整備等について協力する。

第2項 傷病者搬送体制の整備計画

【計画目標】

1. 情報連絡体制

消防本部は、傷病者や定時的な透析治療を要する患者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、「広域災害・救急医療情報システム」の活用や、後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保に努める。

※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

2. 搬送経路

消防本部は、災害等により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3. ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市及び消防本部は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関等が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめヘリコプター離着陸場等を考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制整備に努める。

なお、市は地域に甚大な災害が発生し、多数の傷病者や患者等を急ぎ搬送する必要がある場合についても想定しておき、平常時から計画している要請先はもとより、九州地方整備局または大阪航空局北九州空港事務所と搬送手段や空域調整などについて、その連絡体制等を確立しておくように努める。

(1) ヘリコプターの要請先

- 1) 県消防機関、自衛隊、県警察、海上保安本部
- 2) 久留米大学病院

(2) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には複雑骨折、火傷等、傷害種類も多く、また被災者の要救急度もさまざまである。このため、緊急性に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。市及び消防本部は、救急救命士の有効活用も含めてより効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第3項 普及啓発・研修訓練計画

【計画目標】

1. 市民に対する普及啓発

市及び消防本部は、市民に対する救急蘇生法（AED）、止血法、骨折の手当法、トリア

ージ※の意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※トリアージとは、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

2. 災害医療に関する研修・訓練

- 1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた研修等を実施する。
- 2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練の実施について検討する。
- 3) 総合防災訓練等における大規模災害を想定した実践訓練の実施について検討する。
- 4) 基幹災害拠点病院等による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会への参加に努める。

第11節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

第1項 避難支援に必要な情報の整理	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第2項 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 医師会
第3項 在宅の避難行動要支援者対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第4項 外国人等への支援対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 総合窓口課 <input type="checkbox"/> 商業観光課 <input type="checkbox"/> 情報政策課
第5項 避難行動要支援者への防災教育等の実施及び連携体制整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

高齢者や傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの、災害時に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

そのため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」^{*1}（平成25年8月）や県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」^{*2}に則り策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって、校区毎の避難行動要支援者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、以下の方針により避難行動要支援者の安全確保に努める。

1) 計画の体系

市は避難行動要支援者の安全確保体制について、次に示す(1)～(4)の対策に大きく分類して体制の整備に努める。

避難行動要支援者の安全確保体制の整備	(1)社会福祉施設、病院等の対策
	(2)在宅の避難行動要支援者対策
	(3)外国人等への支援対策
	(4)避難行動要支援者への防災教育・訓練の実施

*1 : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>

*2 : http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/manual/yoengosha_manual1.pdf

2) 発生時間と対策の対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、休日や夜間あるいは早朝等考える最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広範な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため、避難行動要支援者の安全確保においても自主防災組織等や自治会、近隣住民や民生委員・児童委員等の協力が得られる体制の整備に努める。

4) 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人が増加し、またアジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施を検討する。

第1項 避難支援に必要な情報の整理

【計画目標】

市は、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県が作成した「災害時要援護者避難支援マニュアル」に則り策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって次のような要支援者台帳の作成や具体的な避難支援体制について詳細な検討を行い、その体制を確立して避難行動要支援者の安全な避難誘導體制の整備に努めるものとする。

1. 避難支援等関係者

地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しを行う。その際、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促す。また、避難支援者に関しては、地域に根差した幅広い団体の中から、年齢要件等にとらわれず、地域の実情により決定する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成等【資料編*Ⅱ.3.13、資料編*Ⅱ.3.14】

(1) 避難支援計画の対象者の把握

1) 市での情報の集約

市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

*資料Ⅱ.3.13「避難行動要支援者名簿（例1）」

*資料Ⅱ.3.14「同意を得るための様式例（例2）」

また、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であるため、適正な情報管理を行う。

2) 県からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求め、積極的に必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面をもって明確にする。

(2) 要支援者名簿の作成、及び個人情報の適正管理

1) 避難行動要支援者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲については、①要介護3以上の方、②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方、③療育手帳の交付を受けている知的障がいを持たれている方、④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方とする。

高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することとする。

円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者かについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得る。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではない。また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

《 要支援者名簿 記載事項 》
a. 氏名
b. 生年月日
c. 性別
d. 住所または居所
e. 電話番号その他の連絡先
f. 避難支援等を必要とする事由
g. 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

4) 市における情報の適正管理

市において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。そのため、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかける。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておく。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行う。

同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有

していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行う。

避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できるよう対策を検討する。

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずる。

3. 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用の検討

(1) 避難のための情報伝達

1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

ア. 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

イ. 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を用いた緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、多様な情報伝達の手段を確保する。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

< 情報伝達の例 >

聴覚障がい者：FAX による災害情報配信（聴覚障がい者用情報受信装置）

視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(2) 避難行動要支援者の避難支援

1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

また、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市等は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要なたん援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等のたん援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない。

4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

イ. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

ウ. 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をする。

安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講ずるよう努める。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおく。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していく。

避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。また、福祉事業者や障がい者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行う。

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画または避難支援計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行う。その際、名簿情報を避難所生

活後の生活支援に活用できるよう引継ぐこととする。

2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び避難支援計画に規定する。発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた避難支援計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送する。

4. 個別計画の策定に向けた検討

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画の策定を検討する。

個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとる。

(1) 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていく。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求める。

(2) 具体的な支援方法に関する調整

市やコーディネーターとなる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録する。

<具体的な支援方法例>

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うにあたっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

(3) 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者に対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市または市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者がその調整を行う。その際、避難支援等の実効性を高める観点から、以下の点に留意する。

- 1) 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること

2) 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと

(4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明する。

5. 避難行動支援に係る共助力の向上

(1) 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置

1) 構成

市においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議（仮称）の構成にあたっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成する。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくにあたっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていく。

2) 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておく。

(2) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

1) 要配慮者への研修等

高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時または発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておく。

2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成する。

(3) 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていく。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努め、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討する。

(4) 民間団体等との連携

災害が発生し、または発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方

策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図る。

(5) 防災訓練

- 1) 防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておく。
- 2) 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充する。また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高める。
- 3) 市は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施する。

第2項 社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策

【現況】 【資料編*Ⅰ.5.4、資料編*Ⅰ.5.7、資料編*Ⅱ.3.15、資料編*Ⅱ.3.16】

市内には、授産施設や老人ホーム、グループホーム等の社会福祉施設が55施設、保育園や幼稚園、児童クラブ等が36施設、総合的な病院が6施設と多くの避難行動要支援者施設が存在している（H25年度時点）。

これらの避難行動要支援者施設は、その多くが浸水想定区域ともなっている市中心部に集中している傾向が見られ、また一部では土砂災害警戒区域等の指定区域内に位置しているものもある。土砂災害警戒区域等に位置する施設の名称・所在地を資料編に示す。

*資料Ⅰ.5.4「避難行動要支援者施設及び浸水想定区域図」

*資料Ⅰ.5.7「避難行動要支援者施設及び土砂災害危険箇所位置図」

*資料Ⅱ.3.15「避難行動要支援者施設一覧表」

*資料Ⅱ.3.16「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」

《災害危険箇所内の避難行動要支援者施設総括表》					
《浸水想定区域内の施設一覧》					
校区	社会福祉施設	保育園・託児所	児童クラブ	幼稚園	計
行橋	7	3	1		11
行橋南	3	1	1	1	6
行橋北	4	1		1	6
養島			1		1
今元	6	1	1	1	9
仲津					0
泉	2				2
今川	6	1			7
稗田					0
延永	4	1			5
椿市	1				1
計	33	8	4	3	48
《土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の施設一覧》					
校区	社会福祉施設	保育園・託児所	児童クラブ	幼稚園	計
行橋					0
行橋南					0
行橋北					0
養島					0
今元					0
仲津					0
泉	2				2
今川					0
稗田					0
延永					0
椿市					0
計	2	0	0	0	2

【計画目標】

1. 組織体制の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

その他、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園及び病院等の管理者の役割

寝たきりの高齢者や身体障がい者、傷病者及び乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。また、施設相互間や自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための防災設備等の整備や、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

3. 災害危険区域や浸水想定区域内の避難行動要支援者施設の指定

市は、災害危険区域や浸水想定区域内の避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、施設の名称及び所在地について、地域防災計画において定めるものとする。

4. 土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者施設における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第7条において「警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に 防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める」こととされている。その具体的な内容は以下のとおりであるが、市はこれらについて県や関係機関と協力して計画を検討しておくこととする。

(1) 土砂災害警戒区域及びその発生原因となる自然現象の種類（6条2項）

(2) 土砂災害に関する情報等の伝達方法（7条2項）

1) 土砂災害に関する情報の整理

2) 伝達手段と伝達経路

(3) 避難所に関する事項（7条3項）

1) 土砂災害の現象を考慮した避難所の選定と避難方法

2) 施設利用者の特性に応じた避難援護方法

(4) 円滑な警戒避難を確保するうえでの必要な事項（7条3項）

1) 土砂災害に関するハザードマップ、防災マップ配布、ホームページ等での公開

2) 防災関連部局と福祉関連部局の連携方法

5. 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難所（避難場所）及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

6. 幼稚園等対策

市は、幼稚園・保育園の施設の管理責任者を指導または支援し、災害時における幼児

の安全確保方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等、防災訓練に係る計画的な実施に努める。

第3項 在宅の避難行動要支援者対策

【現況】

避難行動要支援者の対象となる65歳以上の高齢者人口は約18,500人(平成25年住民基本台帳)で、高齢化率は25%となっている。高齢化の進行に伴って、避難行動要支援者数の増加、特に寝たきり老人や独居老人といった何らかの支援を要する者(以下、「在宅要支援者」という。その他、自宅療養者や障がい者等を含む。)は、確実に増加することとなる。在宅要支援者の所在や人員等については、現況把握やその組織体制の設備充実を図っているところであるが、高齢化率の高い葦島校区や椿市校区など、古くからの集落では多くの民家が土砂災害警戒区域等に立地しており、特に注意を要する状況下にある。

【計画目標】

1. 組織体制の整備

市は、在宅要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で在宅要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

2. 在宅要支援者の所在の把握と適切な情報管理

市は、災害時に速やかに在宅要支援者の安否を確認するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)や、県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし策定された「行橋市避難行動要支援者支援計画」にしたがって、平常時から在宅要支援者の所在の把握や情報の共有に努めるものとする。なお、個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、情報の管理については、あらかじめ台帳の様式の統一化、情報更新時の相手同意の確認、情報開示や情報にアクセスできる担当者の制限等の各種運用ルールを整備するとともに、情報の管理体制を明確にしておくこととする。

3. 防災設備等の整備

市は、在宅要支援者の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進や要支援者の避難支援者との緊急連絡体制の確立に努める。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

4. 在宅要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び在宅要支援者の居住場所等を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第4項 外国人等への支援対策

【計画目標】

1. 外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難所標識や避難所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号等のユニバーサルデザイン化されたマークや記号)に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センター等との連携を図り、外国語を話すことができる通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

2. 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。このためホテル・旅館等の施設管理者は、市や防災関係機関等と連携し、災害の状況に応じた避難所、避難路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、市は災害発生時に旅行者の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

第5項 避難行動要支援者への防災教育等の実施及び連携体制整備

【計画目標】

1. 防災教育、防災訓練の実施

市及び消防本部は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

2. 避難行動要支援者避難支援のための連携体制等の整備

市及び消防本部は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者や避難支援者等と協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

第1項 災害ボランティアの 受け入れ体制整備計画	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第2項 災害ボランティアリーダー等の 育成・支援計画	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会

【基本方針】

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。東日本大震災でも発災直後より全国からボランティアが一斉に被災地に集結し、地方自治体の応急・復旧対策支援にあたったほか、避難所への物資運搬や食事提供、応急救護への支援等に尽力し、早期の地域安定に大きく寄与している。

そのため、平常時からボランティアや日本赤十字社福岡県支部、福岡県災害ボランティア連絡会、福岡県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びこれらの関係団体との連携を密にするとともに、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。なお、災害ボランティアの主な役割は以下のとおりである。

1. 生活支援に関する業務

- 1) 被災者家屋等の清掃活動
- 2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- 3) 避難所運営の補助
- 4) 炊き出し、食糧等の配布
- 5) 救援物資等の仕分け、輸送
- 6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- 7) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2. 専門的な知識を要する業務

- 1) 救護所等での医療、看護
- 2) 被災住宅・宅地の応急危険度判定
- 3) 外国人のための通訳
- 4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- 5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- 6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- 7) 公共土木施設の調査等
- 8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第1項 災害ボランティアの受け入れ体制整備計画

【現 況】

市では、福祉・医療・地域活動・防災・環境などまちづくりのあらゆる分野において住民による活動が重要との認識のもと、「ウイズゆくはし」におけるボランティアセンターの設置、さらには「地域担当職員制度」の導入など、相互扶助意識に基づいた地域活動の活発化を進めている。そのため、行政と民間の協働をより充実させるため、リーダーとなる人材やボランティア団体の育成、団体間の交流・ネットワーク化が重要になっている。

【計画目標】

1. 市の役割

市は、災害ボランティアの受け入れ体制づくりについて、福岡県災害ボランティア連絡会や社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の支援に努めるものとする。

また、地域防災計画において、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受け入れ窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに努めるものとする。

2. 社会福祉協議会、ボランティアセンターの役割

関係機関は、市や福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、次のような準備、取り組みを行う。

（1）ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

（2）災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県NPO・ボランティアセンター、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

第2項 災害ボランティアリーダー等の育成・支援計画

【現 況】

市では、「ウイズゆくはし」内のボランティアセンターを通じて、ボランティアリーダーの養成や参画機会の拡大を図っている。

【計画目標】

災害が発生した場合にボランティアが直ぐに活動できるよう、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を行う。

- 1) 市及び関係機関は、福岡県災害ボランティア連絡会等と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。
- 2) 市及び関係機関は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握に努めるものとする。
- 3) 市は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士*等との連携体制の構築に努めるものとする。

※防災士とは、「自助」「互助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、日本防災士機構で認められた人のことをいう。

- 4) 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるものとする。
- 5) 市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

第1項	給水体制整備計画	<input type="checkbox"/> 上水道課
第2項	食糧供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉部各課 <input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 防災食育センター
第3項	生活必需品等供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉部各課
第4項	機材供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 避難所所管課

【基本方針】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、男女のニーズの違い等への配慮を行う目的での種別備蓄や、物資の性格に応じた集中備蓄、または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の配慮を行うとともに、備蓄拠点の設置等、体制の整備に努めるものとする。

また、義援物資に関しても、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受け入れ体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第1項 給水体制整備計画

【現況】

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため本市では、災害による断水や濁水等を考慮して、給水タンクが10基（2t用5基、1t用5基）整備されている。ただし、給水車は整備されていない。また、災害時における水道管の破損等に対する応急対策のため、指定水道業者組合等と緊急補修に対する協定締結が必要である。

【計画目標】

1. 補給水利等の把握

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2. 給水用資機材の確保

必要な給水タンクや給水容器類、給水車等の整備について、その調達計画策定に努める。また、応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3. 貯水槽等の整備

(1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の施設整備や資機材の増強を行う。

(2) 整備項目

避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

4. 危機管理体制の整備

日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5. 水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6. 災害時への備えに関する啓発・広報

災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や、飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第2項 食糧供給体制整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.17】

本市においては、飲料水や非常食が備蓄されているほか、市町村との間における災害時相互応援に関する協定や民間事業所との間で物資の供給協定が結ばれている。また、災害時の炊き出し機能を有する防災食育センターが、平成26年4月から稼働が開始されることとなっている。しかし、大規模災害に対応するためには、今後、更なる体制整備を検討する必要がある。なお、県においては資料編に示す食糧物資が備蓄されているとともに、災害時の食糧緊急調達のため、全国農業協同組合連合会福岡県本部や九州百貨店協会、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と供給協定が結ばれている。

*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

【計画目標】

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対し、非常食や炊き出し等を供給する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時から備蓄しておくとともに、民間事業所との間で食糧供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できる体制を整備しておく。

1. 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備え、避難所等の備蓄施設に炊飯器具を整備することを検討する。

2. 食糧の備蓄

(1) 市の備蓄

市は、食糧の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置や収容可能人員さらに備蓄スペースを考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係る可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者さらに食物アレルギーをもつ者等に特に配慮するものとする。

(2) 市民の備蓄

東日本大震災では大津波により被害を被った海岸地域を中心にライフライン途絶等により3～7日間にもおよぶ厳しい食糧難を伴った避難生活を強いられた。

市民は、大規模災害発生直後はこのようなライフライン途絶等が発生し行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の食糧の備蓄を行うよう努める。

3. 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食糧関係業者(弁当等)との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の整備

1) 避難所等へのLPガスの供給体制の構築

市は、避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、(社)福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

2) 給食施設等の応急復旧体制の整備

市は、防災食育センターが被災した場合には、早期の復旧に努めるとともに、炊飯施設の仮設を想定し、LPガス事業者等との間で協力体制を整備する。

4. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食糧・飲料水の自主的確保を指導す

る。

- 2) 市は、平常時から広報誌等を通じ、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。
- 3) 市は東日本大震災での災害教訓を踏まえ、個人または事業者が所有する地下水取水設備（井戸）の市域での分布・把握に努める等して、災害時の飲料水の緊急供給に関する協定締結に努める。

第3項 生活必需品等供給体制整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.17】

本市においては、災害時に必要となる生活必需品を確保するため、市町村との間における災害時相互応援に関する協定や民間事業所との間で物資の供給協定が結ばれている。なお、県においては資料編に示す生活必需品や医薬品等が備蓄されているとともに、災害時の生活必需品等の緊急調達のため、スーパーマーケットやホームセンター等と供給協定が結ばれている。

【計画目標】

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付または貸与する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄や、民間事業所との間で物資供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できるよう更なる整備に努める。

1. 生活物資の備蓄

(1) 市の生活必需物資備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格や備蓄施設の空きスペース状況等に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の避難行動要支援者のニーズを重視するとともに、男女のニーズの違い等へも配慮して対応する。

(2) 市民の生活必需物資備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

(3) 事業者の事業継続活動（BCP）を踏まえた自主備蓄の推進

東日本大震災では被災した企業が地域社会と協働し、発災後数日間を行政からの応援なしで乗り切った事例が報告されている。事業者は平常時から自らが定める事業継続活動（BCP）計画にて、災害時の社員に対する生活必需品の社内供給体制について検討してお

*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

くと同時に、企業の社会貢献責任（CSR）の一環である地域社会への緊急支援貢献も含めた対応についても検討しておくように努める。

2. 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は市が市域の人命救助や応急復旧対策を優先して実施すべきである事情を鑑み、原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

3. 自主的な生活必需物資備蓄意識、相互協力意識の向上

- 1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分相当の生活必需物資の自主的確保を指導・助言する。
- 2) 市は、在宅の避難行動要支援者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を日々の広報等により醸成する。

第4項 機材供給体制整備計画

【現況】

行橋市においては、災害時に必要となる発電機や簡易トイレ等の備蓄が行われるとともに、機材供給に関しては、任意の建設業者団体との間に災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定が結ばれている。なお、県においては、災害時に必要となる資機材の緊急調達のため、レンタル会社等と協定が結ばれている。

【計画目標】

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で自家発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、市は迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄や広域災害ネットワークの市町村または民間事業所との供給協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制の整備に努める。

1. 機材の備蓄

市は、機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

2. 災害時民間協力体制の整備

市は、リース・レンタル業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、災害時の必要機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第14節 住宅の確保体制整備計画

住宅の確保体制整備計画

□総務課防災危機管理室
□建築政策課 □土木課

【基本方針】

地震や浸水等の大規模災害が発生した場合、住家への浸水や家屋の損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。そのため市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

【現況】

本市においては、災害時の応急仮設住宅等の確保体制は現在のところ確立されていない。なお、県ではプレハブ建築協会との間で仮設住宅の供給協定を締結しており、市はこの協定締結内容を受け市域での仮設住宅建設候補地の選定を検討している。

【計画目標】

1. 空き家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。特に、今後、東日本大震災のような広域かつ複合の大災害が発生した場合には遠隔地や近隣都市域から多数の避難者を収容する必要性が生じることを前提として、市域の不動産関係の業者との空き家情報に関する情報交換体制や住宅あっせんに関する応援協定の締結等について、最良の対応方策について調査しつつ検討を進める。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- 1) 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握する他、応急仮設住宅の建設に必要な資機材の供給可能量の把握に努めるなど、供給体制の整備に努めるものとする。
- 2) 県と(社)プレハブ建築協会との間で締結されている、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に基づく供給体制の確立を図る。

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

保健衛生・防疫体制整備計画

□環境課

□学校教育課

□農林水産課

【基本方針】

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

【計画目標】

1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市及び関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、職員の資質の向上のため、研修等を行う。

2. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から関係事業者との連絡体制や調達応援体制など、それらを確保するための体制の確立に努める。

3. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施すものとする。また児童・生徒等に、災害時における保健衛生管理についての十分な指導を行うものとする。

4. 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策」に示す活動方法・内容について習熟する。

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

□環境課

□下水道課

【基本方針】

東日本大震災や2012年九州北部豪雨等の災害教訓から、地震や浸水害など大規模な災害が発生した場合には、汚泥、大量の家庭ごみや破損家具類さらに災害廃棄物等が短期間に大量発生するとともに、平常時体制でのし尿処理が困難になるなどの問題が生じやすい。そのため、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)、し尿、建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下、「災害廃棄物」という。)を適正に処理する体制を整備する。

【現況】

本市では、可燃ごみはみやこ町と組織する「行橋市・みやこ町清掃施設組合」が運営する「みやこ処理場」で中間処理した後、北九州市に運搬して焼却処理している。また、不燃ごみは市内の民間処理工場にて中間処理が行われている。また、し尿処理は、し尿処理施設「音無苑」にて行われている。

【計画目標】

1. ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行うが、選定の基準は以下のとおりとする。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

災害時、避難所や住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に仮設トイレ等を配備できるように市自ら保有するほか、資機材を保有する業者等と協力関係を整備しておく。

また、災害用仮設トイレの整備をするにあたっての支援や、仮設トイレで発生したし尿の処理を市において対応できない場合の、市町村間の調整を県に要請する。

(3) 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) 使い捨て簡易トイレ用品の調達と処理

東日本大震災では、長期にわたる津波浸水やライフラインの途絶で避難所や被災地域の各家庭でトイレ使用ができなくなり、特に高齢者や女性が避難生活中に泌尿器科系疾病に罹患するなどのあらたな問題が発生した。こうしたことから市は、上記のし尿処理体制の構築に加えて、市町村広域災害ネットワークや民間事業所との応援協定等に基づいて簡易トイレを並行調達するなどの方策についても検討を進める。

3. 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。
- 5) 自然発火による周辺延焼の可能性がないこと。

(3) 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方(建設業者、産業廃棄物事業者等の各種団体)については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れておくものとする。

また、応援協力体制の整備をするにあたっての支援や、撤去された災害廃棄物の処理を市において対応できない場合の市町村間の調整を県に要請する。

第17節 農林水産業災害予防計画

第1項	災害予防に関する試験研究の推進	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第2項	防災意識の普及及び防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	防災基盤の整備	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第4項	防災営農体制の整備	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第5項	農業施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第6項	林業災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第7項	水産施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課

【基本方針】

農業並びに水産業は本市の基幹産業であることから、暴風、豪雨、高潮等による農作物、漁業施設等への災害を未然に防止するため、今後も生産基盤の整備を行っていく。また、漁業に関しても市内2漁協の連携のもと、資源管理型漁業や海面養殖業が進められているが、これを支援するため漁港整備や海岸の保全を推進する。

第1項 災害予防に関する試験研究の推進

【計画目標】

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、品種改良や技術開発に関する試験研究成果の入手と分析に努める。

- 1) 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 2) 防風ネットや果樹の仕立法等の気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 3) 土壌流亡防止等に関する研究
- 4) 都市並びに産業地帯と並立する都市型水産業・農業振興についての研究

第2項 防災意識の普及及び防災訓練の実施

【計画目標】

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災意識の普及に努める

ものとする。

1. 防災知識の普及

農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等と連携しつつ、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその指導に努めるものとする。

また、林業については土砂流出防止観点を含めた良好な里山環境保全のあり方や倒木災害を防止するための適切な林内施業のあり方等を、水産業については都市域における効果的な漁業振興のあり方や風水害、高潮・津波災害時の施設保全のあり方等について、市は、災害関係研究諸機関と連携しつつ関係者へ防災意識の普及や指導にあたっていくものとする。

2. 防災訓練の実施

防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、ため池、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施要請及び指導を行うものとする。

第3項 防災基盤の整備

【計画目標】

農地及び農漁業用施設災害の防止を図るため、次の事業の計画的な実施について検討するとともに、その推進を県に要請する。

1. 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水（浸水）等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2. 地すべり防止事業

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を県に対して要請する。

3. 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を県に対して要請する。

4. 海岸事業

津波・高潮、波浪等による被害から沿岸農地、漁業施設に係る海岸を防護するため、海岸保全施設や漁業港湾施設の計画的な整備を関係行政機関に要請する。

第4項 防災営農体制の整備

【計画目標】

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に努める。

1. 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導・助言し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導・助言を行う。

第5項 農業施設災害予防計画

【計画目標】

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされていることから、その防災対策は地元住民に頼るところが大きい。したがって、災害予防対策の実施にあたっては、関係機関との連携はもとより、市と住民相互の協力体制のもと計画を進めていくものとする。

1. ため池整備計画

- 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- 2) 斜樋、底樋の排水施設及び取水施設の点検整備
- 3) 堤体の応急補強と通行規制
- 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5) 不用貯水の排除及び事前放流

2. 用排水路

- 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にすること
- 3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実にすること

3. 農道

- 1) 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- 2) 道路付帯施設の状況点検

- 3) 路面、法面、盛土、橋梁等の道路施設機能の点検による異常確認

第6項 林業災害予防計画

【計画目標】

- 1) 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
- 2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- 3) 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- 4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林や里山の保全巡視を推進していく。

第7項 水産施設災害予防計画

【計画目標】

- 1) 内水面における養殖については、水量豊富な養殖池を選定するよう指導または助言する。
- 2) 漁船、漁具、養殖施設等の漁業用施設及び資機材について、気象予警報や地震津波情報に対応して船上げ避難や固定、あるいは補強固定等適切な予防措置を講ずるよう、関係者へ指導または助言する。
- 3) そのほか漁港における不法投棄物や残置船、老朽化沈船などの移動・撤去について、市は施設管理者や関係機関と連携しつつ巡視や点検を強化して適切な対応をとる。